

○議長（森 温繁君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議が成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議第22号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 日程により、議第22号 下田市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○総務課長補佐（土屋嘉芽雄君） それでは、議第22号 下田市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明させていただきます。

議案件名簿の32ページをお開き願いたいと思います。

提案理由でございますが、消防団員の定数の見直しと字句の整理をするためでございます。これまでの消防団、消防団員定数と今回の定員減の経過について説明させていただきます。

消防団の定数は、消防組織法により条例で定められることとなっております。本市では、下田市消防団条例により定められており、昭和57年4月1日の下田地区消防組合設立にあわせ昭和56年度から段階的に当時の540人から440人に定員削減し現在に至っております。

下田市の定数440人の根拠につきましては、当時の常備消防の消防力、地域特性を考慮して定数の決定がなされております。下田地区消防組合設立から20年を超え、常備消防力の充実に加え、道路整備状況の進展や情報伝達技術の進歩が目覚ましく、設立当時の社会状況から大きくさま変わりをしております。地域特性や想定される東海地震をも考慮しなければなりません。消防団員のサラリーマン化や高齢化により毎年、年度初めには地域分団において新入団員の確保に苦慮しておるのも事実でございます。

これらのことを踏まえ、下田市消防団でも一昨年より幾度となく月例の分団長会議で、団員や消防ポンプの削減を含めた問題を取り上げてまいりました。その結果、昨年10月の分団長会議で消防団員定数削減の承認を得て、本議会に改正条例を提案したものでございます。また、地区説明会におきましても、区長及び各自主防災会長の出席を得て了承を得ましたこ

とを加えておきます。

それでは、今回の改正内容について条例改正関係等説明資料により説明させていただきます。

資料の40ページから41ページをお開きください。

左側が改正前、右側が改正後、アンダーラインの部分が改正部分であります。

見出し（定数）、第2条中、定員は「440名」を「389人」に、団長「1名」を団長「1人」に、副団長「2名」を副団長「2人」に、分団長「8名」を分団長「8人」に、副分団長「11名」を副分団長「10人」に、部長「26名」を部長「26人」に、班長「48名」を班長「48人」に、団員「344名」を団員「294人」に改めるものでございます。

また、字句の整理につきましては、「名」を「人」にするものでございます。これは用字についての指導により、人員の表示方法は名は用いず人を用いることとされているため、あわせて改正するものでございます。

それでは、お手数ですが、議案の33ページに戻ってください。

附則でございますが、この条例は、平成18年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

4番。

○4番（土屋雄二君） 1つ質問させていただきます。

役員の数が副分団長さんだけ11人が10名に変更になっているわけですがけれども、この辺の説明をよろしく願いたいします。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長補佐（土屋嘉芽雄君） 副分団長の数のつきましては、本市では各地区7分団ございまして、本部分団がございまして、合わせて8分団でございます。各分団に1名ずつの分団長が、1分団から7分団まで旧町内から白浜までございまして、本部分団が当初本来4人でございまして、1名実情に合わせて1人減になりましたもので、この分を3人としまして、合わせて10人となったものでございます。

○議長（森 温繁君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

13番。

○13番（大黒孝行君） 数点お伺いします。数点になるか1点になるか。

事由の中でお話しされましたサラリーマン化や高齢化により、団員が少なくなっているというお話でしたが、それならなおさら定員を440名ということに近づける努力はされても、削る理由にはならないと思うんですが、その辺のいきさつと各地区の了承はいただいたということですが、この各地区の実情に合わせて、それぞれの活動率等々が決定されたのか、一律で団員が何名というような決め方をされたのか、その点をひとつお聞かせください。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長補佐（土屋嘉芽雄君） まず、各地区の定員についてでございますけれども、これについては下田地区、先ほど申しましたように7分団ございまして、そこから一律に7名ずつを引いていこうということと、それとあと実情に合わせた数というのが、実際にいる数に合わせて削減したものでございます。

それで、440名の定員につきまして、入りにくいのであれば、それをもう少し440名に合わせろということなんですけれども、消防団としまして、地域の消防力を含めまして組合消防、先ほど説明で申し上げましたけれども、道路状況だとか情報の伝達技術、これは言うところの携帯電話含めまして、非常に様相がさま変わりしております。ですが、その440名についてを100%維持していくよりも、少数制を考えよう。これは費用面も含めまして総合的に勘案して、この数字になったものでございます。

○議長（森 温繁君） はい、どうぞ。13番。

○13番（大黒孝行君） とりあえず農協婦人部だとか婦人会、青年団等々の基本的には地域の奉仕の部分、ボランティアの部分で活躍をされて、最後に残った消防団というのが、そういう組織だろうと思います。ぜひとも減らすという方向じゃなしに、参加していただく、ご協力をいただく方々を幾人かでも増やすという方向性で、ぜひ心がけていただきたい。これ要望させていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑はございませんか。

11番。

○11番（梅田福男君） 1点お伺いします。

消防の新人の人員の確保ができないということもわかりますけれども、1点は消防団の体質、体質って失礼ですけども、新人が入るといろんなことを教え込まれるということのこれを苦にして消防に入りたくないという、こういう方もいらっしゃるんじゃないかと、親御さんの話を聞くわけです。そういう面に対してどう思いますか。今、実際あるんじゃない

いかと、私は思うんですけども、いかがでしょう。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長補佐（土屋嘉芽雄君） 消防団の体質で、確かに厳しい訓練等もご置います。その訓練も自衛隊を呼びまして、規律訓練等を毎年実施しておるものでご置います。

しかし、最近の若い世代につきましては、その辺が非常に苦痛になっているところも事実でご置います。ですけども、各分団の分団長がやっぱり地元を回りまして、なるべく入るような形での要請をしておるといふことでご置います。なかなか入りにくいのは事実かと思ひます。

○議長（森 温繁君） 11番。

○11番（梅田福男君） これも親御さんの話ですけども、やはり子供を入れてあげたいんだ、うちも入れたいんだと。人並みに入れたいんだけれども、やはり入ることによって今のような規律、規律はこれしょうがないとしても、例えば失礼ですけども、覚えなくていいものを覚えてとか、早い話がはっきり言えば、お酒を飲めないのを無理して飲まされるとかいろんなこと、苦情があるわけなんです。こういうものをやっぱり変えていかないと、今後の若者の養成というか、若者が入ってくるための消防にはふさわしくないんじゃないかと思ひますけれども、その点ぜひ注意してもらいたいと、こんなふうに思ひます。

○議長（森 温繁君） ほかに。

6番。

○6番（渡辺哲也君） 1点だけお聞かせください。

前、私一昨年のときに質問させていただいたんですけども、1分団が人数が1の3が少ないということで、合併したらいかなものかということで質問させてもらったことがありますけれども、実際この間も一般質問させていただきましたけれども、1の3が少ないということで、今1分団の場合は本署もあります。ですから、これを3つに分けたらいかなものかということについて、団としてお話があったのか、合併する。

また、今現在1のポンプが差しかえの時期が来ております。これも含めて市の方が、予算がないということで変えないという話も、この間の説明会で少し延長させてくれということをお聞きしたもので、この1分団の合併の問題について団と話し合いはできたのか、それをお聞かせください。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長補佐（土屋嘉芽雄君） 1分団だけではご置いませんで、消防団の合理化というこ

とで、前年、今の担当、僕らの前からそういう話があります。それで、特に今、議員が申されました1分団だけでそういう話があったのかということは、まだございません。今後、消防団の合理化も含めた形での、さらなる合理化と人員の削減につけて向けていきたい考えです。

これについては、何も今回の提案がワンステップで、まだまだ各賀茂地区の消防団の人数を見ますと、下田市はまだまだ削減できるんじゃないかなということを考えております。ということで、今後も1から7につきましての団の合理化については考えておるものでございます。

続きまして、今言われました消防ポンプの導入の件につきましては、事務局も非常に悩んでおるところでございますけれども、通常の車と違いまして、消防ポンプの運転時間というのは限られた時間で、通常の乗用車とは全く違う形で考えていかなければならないと思います。それで、消防ポンプの運転時間を考えますと、もし壊れたりした場合にはすぐ、あつてはならないことですが、修理するだけの段取りは常につけておりますので、その点については心配ないのかなと。それで、ポンプ車の新規購入については、今後努力してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（森 温繁君） 6番。

○6番（渡辺哲也君） よくわかりました。

しかし、こういう財政の厳しい中、消防車1台買うのにも、大分金額が2,000万円もするような金額がありますもので、よくその点も考慮して合併できるところは合併して、うまく操作できるようにお願いして質問を終わります。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑は終わります。

ただいま議題となっております議第22号議案は、総務常任委員会に付託いたします。

◎議第23号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第23号 下田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○市長公室長（出野正徳君） では、議第23号 下田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案件名簿の34ページをお開き願いたいと思います。

給与の公表につきましては、市職員給与の実態を住民が身近に知り得る状態にすることにより、住民の真摯な関心を期待し、さらに市議会において充実した審議が進められ、職員の給与について地域住民のより一層の納得と支持が得られるようにするために、年1回、市の広報等で今まで公表をしてきました。地方公務員法の一部改正によりまして、さらに人事行政運営等の公正性、透明性を高める観点から、法律によって条例で公表が義務づけられましたので、今回条例を制定するものでございます。

では、条例の内容についてご説明を申し上げます。

35ページをお願いいたします。

第1条は趣旨規定で、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとしております。

第2条で、毎年11月末までに、前年度における人事行政の運営等を公表しなければならないことになっております。

第3条は、公表事項として第1号から第8号に掲げる8項目を上げさせていただきました。特に、第4号に規定する職員の分限及び懲戒処分等の状況の公表につきましては、下田市の個人情報保護条例がございますので、それらを十分考慮しまして取り扱いを十分気をつけて対応していきたいと思っております。

第4条は、公表の方法として、下田市の広報、市役所の掲示板、あるいはインターネット等を利用して公表をします。

第5条は、委任規定でございます。

附則でございますが、公布の日から施行いたします。

大変雑駁な質問でございますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

10番。

○10番（小林弘次君） 新しい今までにない条例でございますが、地方公務員法の改正という場合がございますが、全く新規の条例になるわけでございますから、とりわけ情報公開条

例との関連、あるいは市の財政の公表の原則等とあるわけですが、一つどのようなものが具体的に公表されるのか。特に4条というんですか、これについての詳細な説明をお願いしたいと思います。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市長公室長（出野正徳君） どうも大事なところを皆様にご説明をせずに、端折ってどうもすみませんでございました。

まず、公表事項でございますが、先ほど8項目あると申しましたが、1点目が職員の任免及び職員数に関する状況でございます。2つ目が、職員の給与の状況。この辺については、今まで職員の定員管理、給与の交渉ということで、毎年広報で皆さんにお知らせをしてきました。

そのほかに、職員の勤務時間その他の勤務条件の状況、職員の分限及び懲戒処分の状況、職員のサービスの状況、職員の研修及び勤務成績の評定の状況、職員の福祉及び利益の保護の状況等を公表として予定をしております。そのほかに、市長が必要と認めた事項があれば、その都度公表をする予定になっております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） 地方公務員法はいわゆる一般職に属するもの、そして特別職に属するもの、あるいは特別職においても常勤に属するもの、あるいは臨時的な採用の臨時職員、あるいはその他さまざまな形での職員というものが存在するわけでございます。今回のこれは、常勤の特別職が含まれるのかどうなのか。

次に2点目に、教育長は今回の条例制定によって、情報の公開がなされるのかどうなのか。

3点目に、処分ですね。懲戒処分あるいは分限、その他含めて公開されるということでございますが、一種の情報公開条例において先ほどお話がございましたが、個人の情報は保護されなければならないという原則があるわけですね。これは市職員にかかわらず、すべての人たちの個人の情報というのは保護されなければならないと。公務員のみは、その個人の情報を出してもいいということにはならないのではないのかというように思うわけです。そうしますと、処分等についてのものについて公開するということはいかがなものか。

この取り扱いの基準は、提案者というか公室長は慎重にということであるけれども、条例上では処分を受けたもの、あるいは分限の処分を受けたものについて公表するという、こういうことになっているわけですが、その点についてはいささか問題があるのではないのかと

いうふうに思います。

もう一つは、むしろ情報公開すべきものは、公正な人事が行われているかどうか含めて下田市の人事行政の基本的な考え方、とりわけ昇給、昇格あるいは人事異動、こういったものを公正で公平な、あるいは客観性を持った適材適所等を含めて行われているかどうか、そういうものはきちんと公表されるべきだと、自分はむしろ思うわけです。

そういう点では、今回の条例改正の中で、例えば人事異動等について、あるいは新規採用の基準、要するに新規採用が、採用の結果や採用された人たち等々の状況等が公表されてしかなるべきだと。その点はどうなるのでしょうか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市長公室長（出野正徳君） 小林議員の方から今数点ほど質問がございましたが、答弁漏れがあったら、また小林議員の方から指摘をしていただきたいと思います。

まず、常勤職員がこれに含まれるのかと、常勤の特別職でございますが、地方公務員法については、これ一般職が公務員法に適用するわけでございますが、今までも市の広報の中では、特別職の報酬等についても公表をしてきました。当然、常勤、3役、また市議会議員の皆様方の報酬等についても、とりあえずは公表をしていく予定であります。

当然、教育長も公務員法では一般職の地方公務員でございますので、教育長についてもこれは当然公表をしていきたいと思っております。

〔発言する者あり〕

○市長公室長（出野正徳君） はい。処分の内容でございますが、あくまでも個人情報でございますので、名前を入れた形で当然公表はこれできないと思います。処分には、分限処分、懲戒処分がございまして、減給とか戒告とか停職とか、そういうあるわけでございますが、ただその分限処分の例えば公休とか休職とか、そういう人数を公表していく予定でございます。名前までは公表する予定はございません。

また、職員の採用についても当然、個人名は出せませんので、職員採用については何人今年採用して何人退職したかと、そういう公表になろうかと思いますが、名前まではとりあえず公表は、これは避けたいと思っております。また、名前などは個人情報でございますので、公表するに値しないと思っております。

以上でございます。

〔発言する者あり〕

○市長公室長（出野正徳君） 人事……

[発言する者あり]

○市長公室長（出野正徳君） 当然職員の職務職階制の中で、それぞれ級によってその職務が当然定まっておりますので、その人数は、例えば課長に何人いる、課長補佐に何人いる、主査、5級、例えば主幹等には何人いるというのは、当然これは公表いたします。だれが昇格したとかそういうのは、なかなかこれについては公表はちょっと無理なのかなという気がいたします。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） やはり今人事行政の中で執行者のお気に入りだとか、あるいはそのほかさまざまないろんな形で不公平な人事が行われてはいけないと思うんです。一般論としましてですね。要するに、ある意味では要するに直言したり、率直な意見を述べたりする人たちが疎んじられるような、そういう閉鎖的な人事であってはならないと。

したがって、人事の公正性というのは、一番大事だと思うんです。そういう点でやはり今回の点では、例えば人事異動、あるいは採用についての公正性を確保できるような形での公表というものが、この前進的な対応ではないのかというように思いますが、そういう点ではいかがでしょうか。

もう一つ、やはり今回の公表とありますが、昇給、昇格、例えば課長にだれがなったんていうのは新聞にがらがら出るし、そしてだれが異動したんていうのは、もう学校の先生から始まって警察まで全部出るわけですよ。これを下田市が公表しないというのは、これはおかしい話ではないでしょうか、人事の異動の季節になったけれども。一般論で一番関心があるところで、市民の間では、今度はだれが課長になったんだと、だれが校長になったんだとこういうのは、例えば自分の住んでいる白浜について言えば、白浜の小学校の校長先生は、今度はだれが来るのかなとか、あるいは市役所にしてみれば今度はどうなんだと。この人事のやつが、要するにそういう昇格だとかそういったものは公表されないというのは、これはちょっとおかしいんじゃないでしょうか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市長公室長（出野正徳君） 今回の条例の公表事項の中は、年1回のこれは公表でございます。11月ということで、これは前年度のものを、11月というのは、9月決算の中で議員の皆様様に認定された人事行政を11月に公表するということで、11月末までということで決めさせていただきます。

それで、人事の昇格等については、これは4月1日の昇格、人事異動でございますから、

当然これは新聞等で出ます。それはもう別の物差しという中で、とりあえずそれはもう公表ということになっている。この条例においてだれが課長さんだよ、だれが課長さんということとは、公表しないということでございます。

人事の公正ということで、昇格、昇任の基準でございますが、市役所は高校卒で市役所へ入ってきますと、約20年、38歳で4級から5級。5級というのは、主幹とか主査とか、係長の職が主幹。そこへわたるときは、試験を今取り入れてございます。レポート等の提出を求めてございます。とりあえず1級から4級までは、それぞれ年功序列的に昇進していきますが、5級へわたる際については、今昇格の試験制度を取り入れておりますので、この人事の公正については十分実施をしているものと確信をしております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） ほかに。

7番。

○7番（中村 明君） ちょっとわからない点がありますので、ご説明をお願いいたします。

この（6）と（7）なんですが、この中の勤務成績の評定の状況ということは、これはどういうことを指すのか、ご説明願いたい。

それと、（7）の福祉まではわかるんですけども、利益の保護の状況ということもどのようなことを指すのか、ご答弁お願いします。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市長公室長（出野正徳君） 今、中村議員のことの第6号の職員の研修というのは、職員の研修というのはわかりますね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○市長公室長（出野正徳君） 勤務成績の評定というのは、今下田市はなかなか勤務評定というのはやっていませんので、というか今後のこれは課題ということで、この中にはつけさせていただいております。今現在、それぞれの職員の勤務評定というものはなかなか出てきませんので、これは今後一つ職員の評価基準、そういうものを今後つくっていかねばならないだろうという中で、今後の将来のためにこの文言はつけさせていただいております。よろしいでしょうか。

〔「はい。次の」と呼ぶ者あり〕

○市長公室長（出野正徳君） もう1点の職員の福祉というのは、職員の互助会関係のそういうものについて、とりあえず職員はどういうものを福利厚生という中でやっているのか、そ

ういうものもとりあえず公表をしていく予定でございます。

以上でございます

○議長（森 温繁君） 7番。

○7番（中村 明君） その福祉まではわかるんですけども、その後の利益の保護という文
言がわからないんですけども。利益の保護とうことはどういうことを指すのかということ
なんです。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市長公室長（出野正徳君） この辺については、とりあえず先進地の公表されている事項を
ちょっと調べたというか、なかなかこれといったものがないものですから、この辺はもう少
し研究をしていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 7番よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

1番。

○1番（沢登英信君） 人事行政の運営等の公表をしていこうという点は、ぜひ公正に進めて
いていただきたいと評価をしたいと思うわけですが、この公表が市長の一方的な態度、あ
るいは当局の一方的な見解を公表するというような形であってはいけないと思うわけでござ
います。そういう点で、この制度がどのように保障をされているのかという観点から質問を
したいと思うわけでございます。

この間、助役及び市長自ら処分をするというような事件が起きる、あるいは当局が裁判で
訴えられるというような状況が起きたときに、やはりそういうものが、この人事行政の運営
の公表という形で公表をされるのであるかどうかという点が1点でございます。

さらに、実はこの広報「しもだ」の3月号に、樹の芽ということで市長が文章を書いてご
ざいますが、その一節に6年間で39名の職員の人員を削減をしてきたと、このように一方的
に表現しております。

しかし、この議会の中で明らかになったことは、市の中心的な課題の計画を担う集中改革
プランの担当者が、若くして途中でやめてしまったと。何でやめたのか。県にまで研修に行
かせ、職員は1年や2年では育たない。幹部職員として、あるいは市の基本的な計画に携わ
る責任者として、長い間県にも行っていただき、本人にも努力していただいた。こういう
方々が40前にして30代で職場を去っていく。何で去ったのかということが、何ら当局は語ら
ない。去っていった人たちの不満や思いが、そこに表面にあらわれてきていない、こういう

事実があると思います。

この39名の職員が、市長や当局の努力によって削減をされたのではなく、そのような思いで多くの職員が職場を去っていったとしたら、それは大問題だ。具体的に言えば、そういう例が幾つも挙げられるということがあると思います。

このような不満や差別に耐えられずにやめていった職員の思いや、その願いが、この人事行政の中に、この公表の中にどのように反映をされるのか。当然そういう思いがきっちり書き込まれ、広報でそれが出されると、そういう客観性の保障をしていかなければならないと思うわけですが、どのようにその点を考えるのか。当局の市長の一方的な判断のみで評価をして公表されるということは、大変問題であると思うわけですが、その点はどうかと。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市長公室長（出野正徳君） 大変これは難しいことございまして、この今の条例のこの公表事項の中では、先ほど言いましたその7項目、その他必要な事項を含めて8項目ということで、必要最小限のものをここへ取り入れていきたいということで、その職員が退職された原因等についてまでも、とりあえず公表はしたくても、何かその原因をつかむのが大変だという中で、大変これは難しいのではないかと思います。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 1番。

○1番（沢登英信君） 質問にきっちり答弁していただきたいと。市長は自らが処分をしてきたようなものについては、これに公表されるのかと。当局自身の自らの処分。ここに職員の任免及び職員数だけではなくて、勤務条件の状態や分限、懲戒処分等出ているわけですよね。単なる一般職の職員だけなのかと。当然市長もそういう形が出るわけでしょう。一般職だけですか、これは。そういう意味での。

それから、そういう意味では、これが下田市の広報に掲載すると、その方法はですね。そのようにされていますが、この掲載のチェックといいますか、そういうものはどのようにされるのか。

先ほど言いましたこの樹の芽51から見まして、2月10日の伊豆新聞の記事を市の広報をもって市長自らが批判するというようなこんなばかげた態度が、市の全体の広報であるべきものが、市長のそういうものに対する市民の意見があるから、それをそうではないよということは当然必要なこととは思いますが、特定の新聞社の名前まで上げて、しかもそれを

公の広報「しもだ」で批判するというようなことは、やはり問題があるのではないかと。反省が求められる事項かと思うわけですが、この広報に掲載する方法についても、そのようなチェックがどのようにされるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市長公室長（出野正徳君） 毎年広報で、市長がそのときの時世を樹の芽で書いているんですが、この間いろいろ市長が書かれたものについては、助役、また広報担当者が一度目を通して、ちょっと場合によっては市長が書き過ぎのところも大変あるものですから、その辺は広報担当、助役等がチェックをしまして、これはいつも広報でやっております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 14番。

○14番（増田榮策君） 申しわけありません、長くなりまして。

今回のこの下田市の人事行政の運営ということで、状況の公表に関する新しいこの条例でございますが、今までのちょっと議論を聞いておりまして、ちょっと1点だけ疑問の点がございまして、公正を期すために改めてもう1回お聞きいたします。

この公表に関するこの事項について職員から、例えばこれは違うじゃないかと、こういうふうに私は異議が出る場合も想定されるわけですね。これはいろいろな批判とか異議が必ず出てくるわけです、こういう公表については。

そうしたときに、この第4条では、広報や市役所の掲示板に掲示して公衆の閲覧に供する方法、またはインターネットを利用して閲覧に供する。今までは広報などに掲載する方法は、これは当然でございましたが、改めてインターネットとなると、これは全世界に発信されるわけですね、しますね。こういうことが誤った公表で、職員から異議が出た場合は、これは非常に大きな問題になるおそれがあるわけです。社会を巻き込んだかんかんがくがくの論争になるおそれがあるわけです。

例えば、先ほど中村議員が言いました利益の保護、これも全くちょっと説明があいまいで、はっきりしたことがよくわからない。僕は聞いていて、ちょっとわからないなと思ったんですけれども。

そうしますと、当然職員との要するに話し合いといいますか、職員との私は合意が必要じゃないかな、公表前に職員に示す必要があるんじゃないかな、こういうことを発表しますよと。この点は、条例に全く公表の方法についてありませんけれども、その点はどういうふうな考えを持っているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市長公室長（出野正徳君） 確かに一度間違った公表をいたしますと、それを訂正するのは、これは大変な作業になりますので、とりあえずこの公表案というか、この案ができましたらとりあえず再度確認をして、そういうことがないようにしていきたいと思います。

先ほどの今、増田議員からもそうなんですが、中村議員からもありました先ほどの福祉及び利益の保護の状況なんですが、静岡市さんの例を見ますと、これは定期健康診断の実施、例えば役所では血液、血圧とかいわゆる検査、それで胃の検査とか胸部のレントゲン検査、また人間ドックの調査結果等がございます。その辺はとりあえず職員の利益というか、いろんな面で保護、守るという中で、これは利益の保護という格好の中で静岡市はやっているようです。

当然、下田市も静岡市の例にならってこういう格好になろうかと思いますが、先ほど中村議員の質問に対して私の説明不足でございましたが、そういうことでございますので、ひとつご了承願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 14番。

○14番（増田榮策君） それで、今大体おおよそわかりました。事前に公表するというところでございますが。

私最近聞いた話ですと、インターネットの2チャンネルというあれがありますね。2チャンネルというのがあるんです。ここに下田市の悪口が相当書いてあると、こういう批判記事があるということを私聞いたんですが、例えばこの公表したことについて職員が、例えば匿名でこれ間違っているよとか、これはおかしいよというものの異議、クレームを匿名でした場合、これはやはり僕はまずいんじゃないかなと。そこで論争になるんじゃないかなと思うんですが、そういった場合、はっきり言えば、私は罰則になるのか、罰則といいますか、職員のこの分限に値するのか値しないのか、その辺のところもう1点お聞きいたします。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市長公室長（出野正徳君） 今のちょっと増田議員の質問の内容が、ちょっと僕は理解できないんですが、例えば職員あてに悪口とか……

○14番（増田榮策君） 例えば、今回この公表しますね。例えば、こういう公表します。公表は事前に職員に示すと言いましたよね。ところが、中にはこれは全く間違っているよという匿名でインターネット等へ書き込みをして、例えば匿名でいろいろな市役所の反論をする

場合が出てくると思うんですよ。

現に今インターネットの2チャンネルを見てくれという、市民からの私は投書もありました。下田の悪口がいっぱい書いてあるよと。恐らくこれは職員でなければわからないものだよと、こういう僕指摘があったんです。インターネットも私もちょっとあれしてみました。確かに批判はありました。こういうものが出てきた場合は、私はこの公表の要するに整合性といえますか、それを非常に市民から見たらあやふやなものになるんじゃないかなと。そういうことで私はこういうものに、例えばそういうクレームがたくさん公表によって出てきた場合、分限になるかならないかというのをちょっとお聞きしたいんです。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市長公室長（出野正徳君） 役所の内部のことについては、職員が一番詳しいものですから、その内部のことについて外でそういうネットを使って市の苦情とか、そういうものが出てきた場合は、当然匿名ですので、だれがしたのかこれわかりませんので、それを追及してそれができればいいんですが、ただ職員には地公法の中で、職務上知り得た秘密というのは守らなければならないという義務がございます。当然、それに違反したものについては、地公法の中で罰則規定がございますので、それは当然その人がはっきり明確にわかれば、当然これは罰則しなければならない。当然それが職務上知り得た秘密事項になればの話ですが。ということでご理解をひとつお願いをいたします。

○議長（森 温繁君） 14番。

○14番（増田榮策君） 実は私はここの中で一番問題だと思っているのは、第4条のインターネットを利用して閲覧に供する方法ということを役所で始めると、役所の悪口がインターネットで駆けめぐると、私は状態が出てきているということ、僕ちょっと指摘しているんですよ。

ですから、私はこの4条については、一般の市民は批判しても、これは当然だと思いますけれども、これがやはり役所の職員から具体的なものが出てきた場合は、このインターネットという私は分野は、この公表については外すべきだと。当然、私はこれは閲覧に、要するに公表するのは私、下田市内でいいと思うんです、行政の範囲内で。別にインターネットで私は全世界に発信しなくても、私はいいと思うんです。その辺をやはり注意しないと、これはかなりの問題を、含みを残すんじゃないかなと思っていますけれども、その点をお聞きしたわけです。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市長公室長（出野正徳君） 公表する内容については、中身を十分これを吟味して公表していきたいと。当然今もうインターネットの時代でございますので、何があっても市のホームページの中で、ネットで公開を、また場合によっては予定価格も公表したらどうかという時代でございますので、とりあえずこういう一つの人事行政についても、下田市民だけでなく、やっぱりある程度全国的にというのは全国的に公開すべきだと考えております。しかし、内容については、そういうことがないように十分吟味をした中で公表していきたいと、そのように思っています。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 質疑ありませんか。

5番。

○5番（鈴木 敬君） すみません、一、二点お聞きしますけれども、これは地方公務員の法の改正によって、人事行政の公表が義務づけられたというところでやるというふうな説明でしたけれども、公表することによってメリット、デメリットいろいろとあると思うんですけども、デメリットは今いろんな方がおっしゃいましたけれども、これをやることによって市当局はどのようなメリット、人事行政、行財政改革、いろんな面でどのようなメリットを得られると思うのか、そこら辺のところをまず1点お聞きします。

あともう1点、公表する内容について1から8までのがありまして、その内容について利益の保護とか等ということに関して、市の方はまだ十分な細部まで見つめた検討というのは、まだ足りないような印象を受けたんですけども、この1から8までの項目というのは、これは義務づけられた項目なのか、それとも市の独自の判断で設定した項目なのか、そこら辺のところを1点お願いします。

以上質問します。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市長公室長（出野正徳君） 公表することが、メリットがあるのかということなんですが、今の時代ですか、いろんな情報公開の時代、行政手続法の時代、いろいろな情報化社会の中で、当然これは市長というか下田市が、この人事行政については市民に説明する責任があるだろうということで、これがメリットがあるメリットがないじゃなくて、当然市民に対してやらなければならない事項だろうということで、我々は認識をしているところでございます。

この1号から8号までについては、下田市が行っている最低の人事行政については、この1号から第7号までが当てはまるんじゃないかなろうかという中で、これは選定をしてございま

す。それで、他市の先進地のものを見ても、同じような規定で網羅されておりますので、とりあえずこのぐらいだろうということで、とりあえず1号から7号までをこの中へ入れさせていただきます。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） ほかに。

13番。

○13番（大黒孝行君） 1点お聞かせください。

この条例が、一部事務組合に及ぼすような格好になるのか、その辺を一つ確認させてください。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市長公室長（出野正徳君） それは当然に地公法の中では、一部事務組合も特別地方公共団体でございますので、当然組合の方にもこれは影響があるだろうと思います。

以上でございます。

[発言する者あり]

○議長（森 温繁君） はい、どうぞ。

○市長公室長（出野正徳君） この条例の公表の中では、一部事務組合のことまでは公表できませんけれども、それぞれの一部事務組合においては、同じようなこういう条例に基づいてこういう公表のできるものを、それぞれの組合がつくる必要があるだろうかということでございます。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 温繁君） これをもって質疑は終わります。

ただいま議題となっております議第23号議案は、総務常任委員会に付託いたします。

◎議第24号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第24号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○市長公室長（出野正徳君） では、議第24号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の

制定についてご説明を申し上げます。

議案件名簿の36ページをお開き願いたいと思います。

下田市特別職等の給与の特例に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由でございますが、平成18年度予算編成作業において、相当の額が財源不足になるという財政危機にかんがみまして、財政再建の一手段として、市長、助役、教育長並びに職員の給与を減額するものでございます。

では、条例の内容についてご説明をいたします。

37ページをお願いをいたします。

第1条は、下田市特別職の常勤職員給与支給条例、下田市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例及び下田市職員の給与に関する条例に基づいて支給する給与の額の減額のための特例を定めるものでございます。

第2条は、市長及び助役の給料の額の特例を定めた規定でありまして、平成18年4月1日から平成20年7月4日までの間に支給されるべき給料の額は、特別職給与条例第2条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額といたします。

参考までに、市長の給料は現行で67万1,000円でございます。10%減額しますと60万3,900円になるものでございます。助役の給料でございますが、現行では59万6,000円、10%減額しますと53万6,400円となります。

第3条は、教育長の給料の額の特例を定めた規定でありまして、平成18年4月1日から平成20年7月4日までの間に支給されるべき給料の額は、教育長給与条例第2条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額から当該額100分の10を乗じて得た額を減じた額といたします。

参考までに、教育長の給料は現行で54万5,000円です。同じように10%減額しますと、49万500円となります。

第2条、第3条でそれぞれ期限を平成20年7月4日までとしましたのは、現市長の任期までとしたものでございます。

第4条は、一般職の給料の額の特例を定めた規定でありまして、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に支給される給料の額は、職員給与条例第4条から第6条までの規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から、当該額に次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じて同表の右欄に掲げる減じる割合を乗じて得た額（その額に100円未満の

端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額といたします。ただし、退職手当及び時間外勤務手当の額の算出の基礎となる給与月額については、この限りではありません。

一般職員の減額の内容でございますが、恐れ入りますが条例改正関係等説明書の42ページをご覧くださいと思います。

そこに給料表が掲げてございます。平成18年4月当初の給与及び人員でこれは試算をしております。

職務の給、1級から7級までを定めてございます。1級の欄を見ていただきたいと思えます。左から号給、標準年齢、現給料月額、削減率、削減後の給料月額、年額の減収額、それに在職者数で、実質の減収額ということで、そこに記載してあります。削減率をそれぞれ職務の給及び年齢を加味しまして、5%、7%、9%、10%と4段階とし、基本的には18歳から23歳までのものを5%、24歳から33歳までのものを7%、34歳から37歳までのものを9%、38歳以上のものについては10%とさせていただきます。

参考までに、2級の欄を見ていただきたいと思えます。標準年齢が21歳のところを横に追っていきますと、給料が16万9,900円で、削減率は5%、削減後の給料は16万1,500円となります。年額の減収額は13万9,180円となるものでございます。

この号給に職員が今1人在給しています。1級から7級まで同じように見ていただければと思えます。

なお、減額による1年間の影響額でございますが、3役で405万9,000円、職員289人で1億5,227万1,000円で、合計をいたしますと1億5,633万円でございます。

恐れ入りますが本文に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は平成18年4月1日から施行するものでございます。

なお、本条例を上程するに当たって職員組合等、昨年12月28日を皮切りに5回の団体交渉、さらに1月12日には全組合等の対話集会を重ねまして、2月8日に職員組合とこの件については合意をしております。

大変雑駁な質問ではございますが、よろしくご審議のほどお願いをいたします。

○議長(森 温繁君) 当局の説明は終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時00分休憩

午前11時10分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第24号に対する説明は終わりましたので、本案に対する質疑を許します。

13番。

○13番（大黒孝行君） 少しお聞かせください。

市長の任期の間の減額という措置でございます。職員に関しては1年ということでご配慮がなされて、並々ならぬご決断をされたと喜ばしく思っております。

ここで1点、この初任給の部分にも減棒が及んでいるんですが、これは募集要項等で明示された金額がもしあるとしたら、若干契約違反になるような可能性が、問題が起きないか。

それから、全組合との合意がなされたということでございますが、もちろん新採の方は加わっていないと理解してよろしいですね。その1点聞かせてください。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市長公室長（出野正徳君） 当然、今回の給与のカット、減額については全職員ということをお願いするわけでございますが、当然新しい新規で採用される職員についてもとりあえず減額ということで、去年の段階ではまだ減額された初任給ではなく、今の基本給の中で確かに募集をしておりますが、当然4月1日については、当然市長の方から市の職員については市の財政事情、こういうことでこうなんだよということで、これは理解を求めたいと思います。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 13番。

○13番（大黒孝行君） これ私、募集要項と契約を交わしていると近いものがあると思いますので、契約を違反したことのクレーム等々には配慮がなされるべきで、これから話をしていくというようなことじゃちょっと遅いように感じますが、今実際は何もしていないということによいですか、とらえ方は。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市長公室長（出野正徳君） とりあえず4月1日までの間については、とりあえずはいろんな事務手続の中では、それぞれ新しい職員とはいろんな面で折衝しなければならない事項はたくさんございますが、この給与の点についても事前話の中ではそういうふうにはしてはいきたいと、話はしていきたいと思っております。最終的に合意というか理解を求めるのは、今言ったように市長の方から改めて、その人たちには理解を求めていきたいと思っております。

○議長（森 温繁君） ほかにございませんか。

10番。

○10番（小林弘次君） 何もないじゃしょうがないですから、やっぱり議会の審議というものを立場上、一応の質問させていただきますが、今回この3月定例議会におきまして、私冒頭一般質問させていただきました。

市長が就任してから今日まで、膨大な市税ほかの滞納が膨れ上がり、この間4億を超える不納欠損処分を行い、さらにこの間の決算数値を見れば15億を超える黒字額を抱えながら、財政のかじ取りを誤ったのではないのかと、こういうふうに私は質問したわけです。それに対して返ってきた言葉は、小泉改革の三位一体改革によって交付税の減額、補助金の減額、厳しい状況下にあったためにやむを得なかったと。

私は、やはりこの財政のかじ取りというのは、庁内あるいは市の行政機構の中で市長のみがこの権限を持ち得る市長職の極めて重要な、最も重要な職務と権限だと。すなわち、予算の編成、執行、そして市税、あるいは分担金、その他の賦課徴収、それを使う権利、使う権限、これが市長のいわゆる言うところの財政のかじ取りだと。そのかじ取りを失敗した結果、異例の市長以下常勤職員、一般職の給与カットまでして平成18年度の予算編成をしなければならなかった。まず、財政のかじ取りにおいてどうであったのかというこういうことについて問題があったのかなかったのか、これを明確にした上でないと、これらはやはり本当の意味での理解が得られないのではないのかなと思います。まずその点について第1点、市長にお伺いします。

次に、この間の議会の中で各議員、私も申し上げました。例えば、昨日の議論の中で申し上げましたように、市営住宅ほかの借地料について、相当の住宅のあの問題について、これまでも多くの議員から指摘されたように、廃止するのか、あるいは居住者に払い下げるのか、あるいは新たに新しい建物を建てて、あのようなスラム化した状況を解消するのかと、こういう提案が幾度もなされた。それをそのまま放置した結果、わずか半分以下の居住で、あとはほとんどあいている、政策空き家の部屋としてあいている。入る収入はわずか100万内外。地代は780万、800万近くて、こういう状況を放置している。

あるいはその他既に数億のお金をかけて負担をしたあの南豆衛生プラント汚泥再生処理施設において、今まで要するにし尿処理施設から汚水が、要するに汚水というのかいわゆる排水が敷根川に流入するというので、それを浄化するためにこの間、高馬からの用水によってこれを一応水増ししてきたと。今回1滴の水も出さないのにもかかわらず、それを継続するというふうなことについて、これまた二百数十万の負担金があるまま出されるという。

私は、こういうことをやる前に、もっと下田市のさまざまな諸事業でむだや改革すべきことをして、その上でこういうことが出ているという、こういう状況がないわけです。質問の第2点は、こういうことをやる前に、もっと改革すべき点があるのではないのかと。この点についてどうお考えになっているのか、2点目でございます。

第3点目は、具体的には市長の場合には、市長、助役、そして教育長の場合には平成20年7月まで、任期満了まではこれで行くんだと。大変厳しい状況下で、そういう決定をしたということでございます。一般の職員については、平成18年度限りということでございます。19年度以降は減給、要するに現在の給料法を適用した特例事項を廃止して、それを進めていくということになるわけですが、それはそういうことで行くのか、第3点目の質問です。

第4点目は、今回の改正等につきましては、私はとりわけこれまで常勤の特別職の皆さん、あるいは教育長、一般職である教育長については、わずか4年で数千万、市長については1千万を超える退職金が支給されていた。あるいは助役さんについても、数百万の退職金が出されると。それについて給与の要するに常勤職員の給与の30%もの膨大な額の退職手当組合に対する負担をしてきたと、していると、こういう問題について改善したらどうかというお話を申し上げてきました。

そこで、今回のこの改正によって、常勤の特別職の場合の退職手当組合の負担というものは、減額されたものに対する負担になるのかどうなのか、この点です。

さらに、一般職である教育長について、教育委員の任期にあわせて退職金が支払われるのは、不当であり不法ではなかろうかと。教育委員に任期があるならば、任期満了に伴って退職金を支払うというのは、これは当然であると。しかし、教育長としての任期が満了しないにもかかわらず、教育長としての任期が満了した都度、退職金が支払われてきたということは、不法ではなかろうかと。今後改善すべき事項ではなかろうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

さらに、今回の職員の10%、あるいはその間の段階的な開始を含めまして、これらについての諸手当の波及というのはどうなるのか。減給でやるのか、それとも特例でもっておやりになるのか、これらの点についてお伺いします。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市長（石井直樹君） 財政のかじ取りの誤りではなかったかということは、先般小林議員が一般質問の中で言われました。これは私自身は、かじ取りは誤っていないというふうに思います。私なりの財政再建の道はやってきたつもりでもありますし、経費の大幅な削減、それ

から起債等の減額等につきましては、十分な努力をしてきたというふうに認識をしておるわけであります。

もっとほかに、この職員のカットにかかわらず、ほかに改革の道があるのではということでございますが、これは何回もこの議会の中でもいろいろな面で、議員がご指摘のあったことは十分受け入れて検討させていただきたい、このように思います。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市長公室長（出野正徳君） では、そのほかの質問事項についてお答えしたいと思います。

では、3役の期間でございますが、市長の任期までかということなんですが、3役については市長も任期まで行きたいということで、市長の任期ということでさせていただきました理由でございますが、1つは財政再建を図るための一種の手法ということで、3役の給与の減額をとったわけでございます。

市長の任期の間では、当然財政再建ができません。行政の継続性ということから、市長がかわっても同じ手法をとってもらうことが一番よろしいかと思いますが、トップの考え方でまた違った手法の中で財政再建があらうかと思えます。トップの意向を尊重しまして、現在の市長の任期の期間ということでさせてこれはいただきました。

職員については、組合との団体交渉の中で1年間ということでございますので、この減額については1年間でございます。

3役の退職金の支給でございますが、当然3役は減額になるわけでございますが、1,000分の300という中で負担金を退職手当組合の方へは払ってきました。ということで、今回については、この3役の負担金については、減額したものでとりあえず払っていく予定でございます。当然に減額して払いますから、市長がやめるときは減額したものに対しての支給月数になりますので、市長の退職金も、これは当然従来より減ることになります。

教育長の同じような退職金でございますが、教育長については教育委員、教育委員というのは、市長が議会で同意されまして初めて教育委員になるわけでございますが、下田市は5人おります。5人の中から選挙で教育長が選ばれるわけでございます。そうすると選ばれた教育長の任期は4年ということで、教育長については、給与については同じ一般職の地方公務員でございますけれども、教育長という職務の責任と重さから、特別に職員とは違った条例で教育長の条例を特殊につくってございます。という観点から、教育長が1期4年、教育長の任期は教育委員の任期でございますから、当然1期4年終わりますと、教育長にも退職金を払うことになります。これはそういう制度でございますから、なぜ払うんだよと言って

も、そういう制度でございますから、とりあえず教育長に任期ごとに退職金を払うわけでございます。

小林議員の方から、この退職手当組合の議案を上げるたびごとに、脱退したらどうかという話が再三質問がなされるわけでございますが、我々も退職手当組合等話の中では、特別職だけ脱退するわけいかなないよ、脱退するんであれば全職員脱退という言葉をしませぬもので、とりあえず3役だけ脱退ということは、なかなか難しいのかなということでございます。

それで、一般職の手当でございますが、この本条例の中にも退職手当については、退職手当が減額ならないように、退職金の負担金については職員の1,000分の110ですか、その負担金については基本給、減額されないもので退職手当組合へ納めますので、職員の退職金は減額されない退職金で、退職というのか、給与月額でこれは算定をしたいと思っております。

もう一つ、時間外手当については、反映させないということでございますが、下田市の給与規則の中で、時間外手当についてはたとえ給与等が減額になっても、基本給で減額されない、基本給で計算するよと、規則にうたっておりますので、今回退職手当等時間外手当の基本給については影響はさせないということで、ほかの9月勤勉手当等については、とりあえず減額されたもので計算をすることになります。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） 財政のかじ取りにつきましては、これは誤っていない誤っているというのは、これはもう主観的な意見を幾ら述べ合っても、これはさしたる意味を持っていないわけです。市長ご承知のように、自分は誤っていない、誤っている、間違いない、こういう議論をやっても何ら意味はないわけです。

いわば就任以来、下田市の財政は危機的な状況になっている、あるいは下田市の財政は破綻している、こういう言葉がぼんぼん出ているわけです。ならばどうするという、どういう形で打開するという具体案が、この6年間ほとんど示されないまま最後に市長、そして助役、そして教育長、さらに職員給与の10%カットという、こういう形になってきたわけです。

いわばその前の対処療法は、営々として前市長時代からためてきた基金を3億2,000万円も目的外に、あなた方の給与や何かのために、一般的に使うために基金を取り崩して全部入れて、予算の編成を行ったわけです。今度は、そういう目的外の基金を取り崩して予算編成できないから、今度は給与をカットして予算編成する。ここに下田市予算編成財政運営の計画性のなさを理論性のなさを、私たちは常に指摘したはずでございます。これはあえて言わ

なくても、市長は十分わかりだと思えます。対案は示してきたと。財政再建に対する対案を示してきた。ようやくその対案に対して採用をしようとしつつある。

一つは、膨大な未収等の解消によりやく今年は乗り出した。私たちが指摘した不当な、あるいはむだな経費の削減について、本格的に検討しようということを出してきたわけです。これはこれで大変結構なことです。ぜひそういうことを通じて、財政の再建について努力していただきたいと思うわけですが、そういう点で私は今回の給与カットが、実は来年度の予算編成に恐らく1,000万、2,000万の市民税の減額という形ではね返ってくるということ、一般質問で申し上げました。

この際、税務課長さんもおられますから、来年度の税収にこういう措置がどういう形で影響されるのか、もし所見がありましたらご答弁お願いしたいと思います。

次に、職員の皆さんの10%、職員というのはご承知のように、地方公務員法で職務に専念する、義務づけられております。したがって、給与がカットされ、あるいは諸般の事情で子供の学費等々や、あるいは家のローン等々払えなくなったからアルバイトをしたり、何かをするということは法律上できない立場にあります。そういう点では、職員の給与というのは、十分に生活を保障するような給与でなければならないと。

今回のカットにおいて率直にお伺いしますが、ここにおられる幹部職員というか、課長さん方の実質的な減額というのが大体どのくらいになるのか、年額で。これをまず教えてくださいと思います。平均的に職員のこの10%カットで、平均的な職員として年額どの程度の減収になるのかを、これを示していただきたいと思えます。

次に、再度お伺いしますが、来年度も恐らく私は今年度以上に、予算編成は厳しい状況が生まれると思うんです。この状況に対応するためには、さっき私が申し上げましたようなさまざまな要するにあいまいな支出、むだな支出を点検し、さらに未収その他を当然もらうべき財源を確保するという、こういう手段を通じておかなければならないと。来年度は職員カットと職員の支給カット等々を行わないと。その上での時限立法であるかどうか、お伺いします。

○議長（森 温繁君） 番外。

○税務課長（高橋久和君） 今回の条例に関連いたしまして、職員給料がカットされた、それによる市税等の影響はどういうものかというご質問でございます。

今回上程させてもらっています給与カットの影響が出ますのは、市県民税の上では19年度の課税からになります。今、想定をされております職員等のカットの影響額は、約1億

6,000万という想定でお話しさせていただきますと、具体的な計算は一人一人の控除の状況、あるいは扶養の状況、いろいろ違いますから一概には言えませんが、約1,600万円ぐらいの市県民税ベースで出るのかなと。

19年度から、従来の市民税と県民税の割合が、簡単に言いますと今7対3、7が市、3が県ということですが、税源移譲の関係で19年度から市税が6、県が4という俗に配分の率が変わってきますので、市税が6といたしますと約960万円ぐらい、県民税で640万円ぐらいの影響が出るのかなと。これはあくまでも概算でございます、今言ったように、個々の係数を積み上げての結果になりますので、大体この程度だということでご理解を願いたいと思います。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市長公室長（出野正徳君） では、カットすることによって課長たちでどのぐらいの減額がされるのかなということなんです、先ほどの説明資料の43ページと42ページの中で、それぞれ給料表がございます。課長職は7級でございますので、約80万ぐらいが年額でカットされます。

それぞれ人によって違いますが、皆様の給料表の第7級のところを見ていただきますと、一番右端にそれぞれ実質の減収額がございます。それに在職者の数もございます。それを見てもみますと、年額の減収額ということで、80万から多い人で85万9,000円ぐらいになるということ。

今、職員の大体平均年齢というのは44歳ぐらいでございますので、それを見ますと約55万から60万ぐらいの間が、職員の平均が減収されるのかなということでございます。

以上でございます。

〔発言する者あり〕

○市長公室長（出野正徳君） 職員組合とこれは団体交渉の中で、とりあえず時限立法という中で来年18年度1年間だということでございますので、私は1年間のつもりであります。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） 最後でございますが、財政の運営、市の最も重要な財政運営に当たって大きな問題というか、大きな予算も組めないという、こういう危機的な状況に立ち至った状況について、やはり平成17年度当時において、そういう状況ということについてを意識したかどうかわかりませんが、鳴り物入りで議論されました、設置されました経営戦略会議というものがございまして、財政再建に当たって、この経営戦略会議がどのような具体的な

提言、実態的な分析に基づく具体的な方策、方針というこういうものが出されたかどうか、この点についてお伺いします。

もし出されているならば、それをぜひ提出していただきたいと。同時に経営戦略会議等の議事録というか、会議録等ございましたら、審議の参考に提出をお願いしたいと。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市長（石井直樹君） 経営戦略会議の中では、この財政再建のことを主に話し合いをしました。この中では、まさに人件費までも手をつけなければ、なかなか今の下田市の状況下の中では、大変厳しい状況だろうというアドバイスはあったことは事実であります。

○議長（森 温繁君） 報告書はできますか。報告書的なものは出しますか。

助役さん。

○助役（渡辺 優君） 結果の成果を検証するためにも、そういう報告書ができておりますので、後日出させていただきます。

○議長（森 温繁君） 1番。

○1番（沢登英信君） この特別職の給与の特例に関する条例を提案するに当たりまして当然、一言市長からお言葉があってもいいのではないかと、こういうぐあいに思うわけでございます。

なぜなら財政状況を考慮し、給与の額の減額のための特例を定めるもの、自らの給料としても職員の給与をテンパーセントも切ると。課長で言えば80万円もの年額給与を削減をする。しかも、組合との交渉の中では、基本給の削減はしないと、このように組合と合意し協定をしてきた。そういうものさえもほごにして、基本給の削減をしなければ予算が組めない、こういう姿勢で来たわけですから、そしてそれらに協力をいただいたということであれば、当然おわびと感謝の言葉があつてしかるべきだと。そのような言葉がなく、給与の問題ではなくて、財政上のこの再建をどう図っていくかと、財政の問題であるということも明らかであると思うわけでございます。職員組合は、そのような観点からのチラシさえも市民に配ると、自らの主張をそこでするということをされてきました。

しかし、市長のとった態度は、職員組合と交渉するのではなく、既に前もって新聞やマスコミにテンパーセントのカット5年間だと報道をして、その後交渉に臨むと、このような姿勢で経過したことも明らかであると思うわけでございます。

職員組合、労働組合はちゃんと法律でそれを組織し、市長と交渉する権限を持っている。しかし、ご案内のように、ストライキ権、労働3権のうち一番労働組合たる輝かせる権利

が、公務員の場合はスト権が制限がされていると。人事院の勧告に従って給与や待遇の問題は保障をするんだと。今回の人勧はご案内のように削減人勧と。さらに、その上にテンパーセントの削減と。約束していたことを、しかもそれをほごにする形で進めた。組合が主張しました、あるいは私たち議員が主張している財政の再建をどのようにしていくのかということの内容も明らかにしないまま、18年度の予算のあたかも帳じりを合わせるために、人件費にしわ寄せを寄せていったと、こういうことではないかと思うわけですが、そうではないのかどうなのか、お尋ねを2点目としてしたいと思うわけですが。

したがって、約束したことも破るような当局であるということになりますと、話し合いもできないということになると思うわけですが、小林議員の質問に対し、この職員への措置は1年間、平成19年3月31日までの措置であると、このような答弁であると理解をいたします。

再度確認をさせていただきたいと思いますのは、市の職員だけではなくて、市職員のこの給与は、これに伴います一部事務組合の職員、消防職員であるとか、振興公社の職員であるとかの給与にも波及をさせてこの負担金を削減すると、このような予算措置をしているわけですが。

一方的に市の職員以外のところにおきましては、市長が当初申し上げました全職員一律テンパーセントのカットと、弱いところにより一層そのようなしわ寄せが押しつけられているのではないかと、危惧をしているわけですが、その実態はどうなって、具体的に予算上どう措置をされているのか。市の場合には、この給料表のとおり年齢で一定の5%から10%のそれぞれの削減の配慮というものがされているわけですが、消防職員を初めとするその他の市に関連する団体の給与体系は、どのようにそれらのものが反映をされているのかということですが。

そして、これらの問題が、まさに人事院の勧告を国家公務員に準じた形で、地方公務員が県職員については県の中に人事委員会があってスト権がないわけですから、一定の保障がされていると。それらを基準にして各自治体の県内の職員も給与が決められていく、こういう枠組みを結果的に崩すような形になっていようかと思うわけですが、今回の措置は。これもやはりきちんと守っていくというような姿勢と市長の表明があつてしかるべきと考えますが、人勧や人事院の勧告は全く無視していいんだと、独自に財政問題に従って職員の給与は決めていくんだと、こういう姿勢でいるのか。そうではないと、今回だけの特別の措置であると、こういう思いでいるのか、市長自身の見解を明確に語っていただきたいと思う

わけでございます。

しかも、財政問題である限り、これがまた19年度財政の再建策がきっちり立てられ、それが実施されないと、歳入が確保されないと、こういうことになれば同じ轍を踏まざるを得ないという心配をするわけでございますが、その点がどのように解決をしよう、再びこのような人件費に、19年度の予算の単なる歳入歳出合わせを人件費で賄っていくというような姿勢ではない、自立したまちづくりを望むわけでございますので、その点はより一層明確にさせていただきたいと思うわけでございます。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市長（石井直樹君） 職員の基本給になるべく手をつけないという思いはあって行政運営をしてまいりましたが、まず予算を組むということが、私たち行政を預かる人間とすれば市民サービスの低下を防ぐという、大きな目的の中で予算編成をしなければなりません。そういう中で職員組合の皆さん方と交渉をしていく過程の中で、大変苦渋の選択でありましたし、判断をさせていただきまして、何とか1年の単年度の合意を得たものでございます。

それから、10%の5年間カットというのを職員組合に言う前に、市長が自らそれを口に出したというご指摘でございますけれども、これにつきましては当然職員組合の皆さん方の中からもそういう声がありまして、私は団体交渉の中で一応おわびを申し上げました。今後は1年間またいろいろな場面でもって、交渉しながら進めていくというお話をさせていただきました。

一部事務組合の方への影響でございますけれども、またこれは事務組合の議会がございしますので、その中で議論をしていく話であろうというふうに考えています。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市長公室長（出野正徳君） 今、市長の方から一部事務組合ということで、今下田市が加盟している組合4組合でございます。当然、組合も特別地方公共団体ということで、給与等については条例で当然定めることになっておりますが、その条例の内容は下田市の給与の例によると。または、下田市の給与に準ずるという方策でございますので、下田市の給与に沿った形で、それぞれ組合の職員についても施行されることとなります。だから、手法は同じような形がとられることとなります。

人勸を崩すことはどうなのかということなんですが、当然下田市の職員の給与というのは、今まで人事院勧告に沿った形で、それぞれ給与改定をやらせてきました。当然、職員の給与

の決め方につきましては、地公法の24条の中でこれは明確になっております。職員の給与というのは、まず生計費だ。次に、国及び他の地方公共団体の職員、もう一つは民間事業者の従事者。その他の事情を考慮して定めなければならないという中で、今回財政上の事情というのは、この24条のその他の事情で含まれます。当然、今回の財政難でございますが、その他の理由という中で考えるものでありまして、これは他の地方公共団体も既にこういう形で実施しております。

また、直近の裁判の例を見ても、県の給与を人事院勧告より抑制する県条例においては、財政上の理由からやむを得ないものであり、県の採用権の逸脱、乱用とは認められないということが、名古屋地裁で平成17年1月26日に判決が出てございます。ということから、この財政難を理由に人事院勧告に沿った形じゃないもので給与決定することは、市長の裁量権の範囲内にあるということで、今回そういうふうにさせていただきました。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 1番。

○1番（沢登英信君） 残念ながら一番肝心の質問の答弁をいただけていないわけでございます。

財政再建まさに財政状況を考慮し財政再建するために、この人件費の削減をするんだということであれば、どのように財政再建をしていくのかと。そして、この人件費の削減がどういう意味や役割を持つのかと、こういう説明になり、当然議論になると思うわけでございます。ところが、そのような組み立てに少しもなっていないと、そういう回答を残念ながらいただけないと。

しかし、一方で助役は、この5年間で起債残高を年々5億ずつ減らして行って、5年間で20億ないしは25億減らすだと、このようなことも一方では言われていると。そうであれば、どのような形で5億ずつこの起債を減らすことができるのか、そしてどのように再建していくのかというようなことをきっちり全体をトータルで明確にし、その中でこの人件費の削減はこのような意味で寄与できるんだと。来年1年で職員の削減についても、もとの給与体系に戻すことができると、あるいはそれに向かって一生懸命努力していくと、こういう説明があつてしかるべきであると思っておりますが、その点についてはどのようにお考えになっているのか、重ねてご答弁をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 番外。

○助役（渡辺 優君） 財政の再建、また健全化につきましては、今までも今議会においても、

いろいろの議員の皆さんから質問をいただきまして、答弁をさせてきていただいております。

現在、43億という5年間の不足財源を18年度ベースにした場合に20億弱になるということも、昨日答弁をさせていただいております、その内訳につきましても現在内部で議論をしているところございまして、集中改革プラン策定がやはり今月末ということで努力をしております。そういうことで、その再建策が明確に出た段階で、皆さんにもご彙報させていただきたいと思っております。

それから、人件費につきまして、19年度に影響させるのかというような質問もあったかと思えます。先ほど来、市長、公室長が答弁させていただいておりますように、今回の条例改正につきましては、当面組合との合意の中で18年度1年限りということでございます。

しかしながら、冒頭からの交渉の中では、5年間財政見込みを立てたときに、これだけの財源不足があるので、このうちのこの部分を理解をしてもらいたいという交渉から始まっておりますが、やはり組合側としても組合役員の任期の関係もあって、長期にわたる合意はできないというような交渉の中で1年間は認めてもらう、また2年度以降については、それぞれの財政状況を見ながら誠意を持って交渉していこうと、そういう話し合いになっていることをつけ加えさせていただきます。

[発言する者あり]

○議長（森 温繁君） 質疑の途中ですけれども、午後1時まで休憩いたします。

午前 1 1 時 5 5 分休憩

午後 1 時 0 分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第24号に対する質疑を続けます。

当局の答弁を求めます。

番外。

○市長公室長（出野正徳君） では、今回提案させていただきました特例条例につきましては、職員組合との話し合いの中で1年間、時限立法という形で今回提案をさせていただきました。以上でございます。

○助役（渡辺 優君） 公室長と私の答弁が一定していないというようなことの質問がありまして、整理をいたしまして、私の方も答弁をさせていただきます。

この削減に関しまして職員組合との団体交渉については、先ほど公室の中で公室長から述

べまして、第5回の団体交渉、これは平成18年今年の2月8日に持たれました。何回かの団体交渉を得て、これが最終妥結交渉になったわけでございますけれども、委員長の方から昨日退庁時集会を開催し、組合員の意見を伺い執行部一任をとりつけたと。当局提案の給与削減、若年層のカット率を低く抑えて4段階の給料表については、下記4条件を理由に合意するということのまずあいさつがありまして、4条件については述べてもいいんですが、ちょっと長くなりますので、今回の条例に関連する部分は、平成19年度以降の予算編成において、給与削減を盛り込んだ編成はしないでほしい。給与削減をするような状態になっても、事前に報道機関に表明しないこと。また、削減率は最高10%を守ることというような妥結内容でございます。これを受けまして、これも若干異例かとはございますけれども、市職ニュースが発行されております。

その中におきまして、やはり8日の日に、市長室において3役対応により妥結断行交渉を行いましたという中で、妥結内容につきましては、職員給与を原則10%削減する、ただし若年層について率を考慮すると。給与制度改革、これ人勧でございますが、1年間先送りとする。清掃手当を存続させるというものでございます。

妥結の条件は大きくは2つありまして、関連するものにつきましては、財政健全化の取り組みについて基本的な考え方が示されていないと。当市の財政問題は、職員のみならず市民へのサービス低下が考えられ、重要な問題であると。市の財政再建に対する基本的な考え方、手法等のアウトラインを文書にて2月10日までに示してほしいという、これが妥結条件でございます。

中で、その他の要望事項というのがございます。平成19年度予算において、当初から10%削減を盛り込んだ予算編成をしないこと。組合との合意なくしてマスコミ等に給与削減等を公表しないこと。万一、給与削減の事態でも、市長が明言した上限10%を守ることと、こういう要望事項が示されております。

そして、先ほど言った条件の内容につきましては、市長の方から今後の見通しは3月末までには待たなくては細かい数字は出てこないと。平成18年度の予算編成ができた段階で詰めていきたいと。単年度交渉だが終わったわけではなく、次年度に続いていくことは明らかであると。次年度以降、上限10%は約束してある。できるような行政運営をしたい。市民、職員、議会の3者が行財政改革に取り組んでいかなければならない。危機意識は既に皆持っているので改革に取り組んでいきたい。早く10%の率を下げられるよう努力してほしい。また、10%削減を最初から盛り込んだ予算編成については、そうならないように努力させていただ

くと、こういう内容でのやりとりをした結果の妥結でございまして、今、公室長が言いましたように、今回の特例条例につきましては、先ほど来説明しておりますように、1年間の時限立法によるカットでございしますが、その後の経過につきましては、今妥結の交渉の報告並びに職員から出ているニュースの中で記載のとおり、私が関連の事項を読み上げさせていただいたとおりのこととございしますので、そのような形でどちらも間違いがなく、ちょっととり方に差異がとられたというように反省をしていますが、この点でのご理解をいただきたいと思えます。

○議長（森 温繁君） 1番。

○1番（沢登英信君） よく理解がしにくい答弁でございました。

ただ、助役の弁でいきますと、5年間で43億ありました起債残高が、18年度のこの予算を組むことによって20億円になると。大変な改善ですね。半分以上の起債残高が、5年間で43億の赤字が、あるいはその残高が20億で済むと。これでは、この給与の削減も要らないんじゃないかというぐあいに思いますが、どうなんでしょうか。

すばらしい行革がどのような形で、手品が行われるみたいな答弁でございしますが、そうであるとすれば人件費の削減等、全く必要のない措置ではないのかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○助役（渡辺 優君） 昨日も答弁をさせていただきましたが、今回の5年間、平成18年度から22年度までの中期の財政見通しをしたときに、43億円の財源不足に陥ると。これは総合計画の中で、実施計画AA、Aの事業を全部取り入れた場合に、そのような金額になるよと。

しかし、この金額ではとても今後予算を組める状態ではないというようなこと、それからその時点から平成18年度の予算編成時期においては、7億7,000万余の財源不足が生じたわけでございますけれども、これを今までも説明してきたとおりの人件費を理解をいただいてカットした状況の中で、何とか当面平成18年度予算においては解消ができとか、これはもう苦渋の選択の中での解消でございますけれども、81億1,900万という予算が組めたわけでございます。

この7億7,000万の中には、ベースになる金額が約4億円、これは19年度以降も4億円は18年度ベースにした場合には影響があるだろうと、削減できるだろうと。ただ、残りの3億7,000万については、これは先送り、今年度限り18年度限りの削減効果でありまして、その中には人件費カットの1億6,000万円も含めております。

ですから、昨日も説明いたしました、4億円のベースでいきますと、約20億削減できるわけですね、4掛け5で20で。43億から20億を引きますと23億です。その他若干の年度ごとにの税収等々の改定に基づく収納率アップ等々を努力いたしますと、先日も言いましたように、20億に落ちつくのかなということでございまして、次年度以降に影響させない枠の中の3億7,000万の中に人件費があるということで、これは組合との交渉の中で、最初からもう人件費削減を19年度以降においても計上しないという、こういう合意の中での数値の報告でございまして。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

5番。

○5番（鈴木 敬君） 1点お聞きします。

18年度の予算編成においてどうしてもお金がないということで、10%の給与カットをせざるを得ないというふうなことにしましては、やむを得ないものであるというふうに、私も思うところでありますが、また市長がこれまで財政再建のために、いろいろ支出の合理化という面で人員削減をいろいろ図ってきて、6年間で39人ですか、約16億円の支出減を図ってきたというふうな努力も、一定程度評価するわけなんですけれども、ただ人員削減という問題にしましては、ただ人を減らせばいいのかというふうなことがありまして、これは当然適正な人員配置、その根底にあるのは、市は何をなすべきなのか、どういうふうな仕事をするのかというふうなところのきっちりした検討をした上で、その上に立って適正な定員配置、あるいは機構改革等々によって、市役所の合理化を図るというふうなことがなされなければいけないわけですし、ただ単に人員削減だというふうなことだけを追及しますと、それが何かしらいびつな形で、どこかほかのところに出てくるんじゃないかというふうな気がするわけなんです。

そのいびつな形かどうかあれなんですけれども、一つは確かに正規の職員は減っておりますけれども、臨時職員はどうなのか。臨時職員は若干増えているんじゃないかというふうな気がするわけなんですけれども、臨時職員は正規の職員に比べたら、かなり劣悪な労働条件にあるわけですし、日給とかいろんな社会保険等ということに関して。かなり劣悪な条件でそういうふうな人たちが増えていく。正規の職員は減っても、そういうふうな形でいびつな形でそういうふうな人員配置が行われれば、これはよいことなのかどうなのかというふうな、これが本当に合理化につながっていくのかというふうなことに関して、かなり疑問を持つものであります。

そこら辺で臨時職員の問題等に関して、市はどのようなふうな認識を持っているのか。現在、臨時職員総数で何人いるのか。臨時職員にかかわる人件費は幾らぐらいなのか。時間給幾らとか日給幾ら、どのようなふうな条件で雇用しているのか。そこら辺のことに関しての市の説明を求めます。

○議長（森 温繁君） 番外。

○助役（渡辺 優君） 行財政改革の中で、人件費の削減については、必ずしもプラスばかりの要因じゃなかろうというご指摘であろうかと思います。

確かに、今回の財政の健全化に向かうに当たっては、これまた人件費の削減のみでは到底耐えられるような状況下ではございません。しかし、人件費はご承知のとおり、22億、23億の等枠でございまして、これはすべてが職員の人件費のみばかりではございませんけれども、やはり全体の予算の中に占める割合が20%を超える大きな比率を持っている項目でございませぬ。

そうした中でこれは行政ばかりではなくて、民間会社におきましても、やはり一番ポイントになるのは少数精鋭、人件費の削減、こういうことは常々言われているところでございまして、今国におきましても地方の職員4.6%カットというような方針も出されております。

ただ、下田市におきましては、やはり財政状況の悪化が早く来たものですから、できるだけ職員の理解、また協力をいただきながら、少数の職員での行政執行を行っていくという形の中で、採用におきましても採用ゼロという年もございました。また、基本的には対象者の約半数というような形の目標を立てて、その中でもやはり募集人員との差も生んでまいりました。そうした中ですべてがすべて削減することがプラスではないにしても、やはり職員一人一人が少数の中で能力アップをしていく、やっていくという意識を持ってもらった中で行政執行でございませぬので、それは大きな効果があろうかと思ひます。

しかし、これも大変難しい状態ですけれども、市民サービスの低下を招かないような中で職員削減を心がけようということで、職員にもその旨の努力をお願いをしているところでございませぬ。

それから、臨時職員等々につきましては、確かに給与の面から見ますと、正規の職員が一定の年齢、平均からいきますと、大体650万前後になろうかと思ひますし、臨時の職員については時間的な勤務状況もございませぬけれども、平均的には200万ちょっとかなというふうな形の中で、3対1の割合であらうかと思ひます。

それだけに金額を見た限りでは、やはり臨時の職員の待遇は、正規の職員から比較をいた

しますと、大変な差があるなということで考えておりますが、ただ臨時の職員の勤務状況等々いろいろ事情があろうかと思えます。フルには勤務できないけれども、この時間帯ならできるとか、一旦退職したけれども、その経験を生かして、子育てが終わったという段階の中で再びそういうパート、または臨時でも結構だから勤めたいという、勤める方々のいろんな事情があろうかと思えますから、一概に給料だけの比較はできないということは、これはどこの自治体、またどこの会社でも同じようなことであろうかと思えます。

そうした中で臨時職員が、前に公室長が報告をいたしました、特に一般職の臨時というのはそんなにいません。国保の関係のレセプト等々、それに関連する職員、それから保育所、幼稚園、そういう専門職の職員がほとんどでございまして、財政事情の中で最近では正規の職員の採用をしないということで、不承不承でありますけれども、臨時職員の採用での対応をしているところでございまして、その方々がたしか前回九十何人、全体の枠、登録も含めて九十何人であったかと思えます。

それから今回、審議をいただく18年度予算については、それぞればらばらに各課ごとの採用人員についての予算計上を項目ごとにしてあったわけですが、今回効率的な運用ということも含めまして、公室の方に一括計上させていただきました。ちょっと予算書を確認してございませんが、たしか臨時職員での総額が1億2,000万ぐらいだったと記憶しております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市長公室長（出野正徳君） では、臨時雇いの現在11月30日、ちょっとデータが古いんですが、11月30日現在106人おります。15年度からの臨時雇いの決算の数値を見てみますと、15年度で約1億8,000万ほど臨時雇いになっています。

助役の方からありましたように、臨時職員についてはパート的な職員と1日フルタイムでいる臨時職員もおります関係上、人数がどうだよというのはなかなか割り出すことが難しいものですから、その賃金に対して1人170万ぐらいで計算しますと、15年度が106人、16年度は1億6,600万ほどで約99人、17年度については1億5,000万ぐらいの予算編成の中で約89人という、そういう推移になっています。

よそは、例えば県の方は一般職の時間外手当、そういうものを減らして臨時雇いを多く雇ってワークシェアリングですか、多くの人に職を与えようという中で進めているところもございまして、臨時雇いについては、確かにその団体によって、業務の質によって、多少凹

凸があるかと思いますが、他市との比較の中では、そんなに下田が極端に人数が多いということはございません。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 5番。

○5番（鈴木 敬君） 答弁を聞いて、臨時職員が増えているんじゃないかと少しずつでも減っているというふうなお答えを聞きまして、若干安心しているところなんですけれども、ただ何回も言うようなんですけれども、単に人件費削減が、それが目的ではないというふうなことで、とにかく市内一丸となって市政の立て直し、それから下田のまちづくりのために頑張っているほしいというふうな点をお願いをいたしまして、質問終わります。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第24号議案は、総務常任委員会に付託いたします。

◎議第25号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第25号 下田駅前広場整備事業基金条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○建設課長（宮本邦夫君） それでは、議第25号についてのご説明を申し上げます。

議案件名簿の39ページをお開き願います。

議第25号 下田駅前広場整備事業基金条例の制定について。

下田駅前広場整備事業基金条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由は、下田駅前広場の整備に要する費用を積み立てるため、基金条例を制定するものでございます。

下田駅前広場は昭和37年に、下田市と伊豆急行株式会社の土地を都市計画事業として整備され、43年が経過しており、再整備の声が聞かれる今日であります。適切な予備費を確保し、都市交通の結接点として、また都市空間における修景的な公共広場としての駅前広場の基本整備計画を策定し、将来改修が必要となったときの整備に要する費用を積み立てるため、基金条例を制定するものでございます。

基金条例の制定の内容につきましては、条例改正関係等説明資料により説明させていただきますので、資料の44ページ、45ページをお開きください。

下田駅前広場整備事業基金条例でございますが、第1条（設置）、下田駅前広場の整備を推進することを目的とし、その事業に要する経費に充てるため、下田駅前広場整備事業基金（以下「基金」という。）を設置するものでございます。

第2条（積立て）、基金として積み立てる額は、下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算の定めるところによる。

第3条（管理）、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

第4条（運用益金の処理）、基金の運用から生ずる収益は、下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとするものでございます。

第5条（繰替運用）、市長は財政上必要があると認めたときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるものでございます。

第6条（処分）、基金は、第1条の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができるものでございます。

第7条（委任）、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定めるものでございます。

恐れ入ります。議案件名簿の40ページへお戻りください。

附則、この条例は、平成18年4月1日から施行する。

以上雑駁ですけれども、議第25号 下田駅前広場整備事業基金条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

2番。

○2番（土屋 忍君） それでは、ちょっと2点ほど質問したいんですけれども、この整備事業基金を定めるに当たって事業計画というんですかね、将来的にどのようにしていくんだというようなものが具体的にあるのかということと、この基金の毎年積み立てる金額、これどれくらいのをやっていくというのか、その辺のちょっと2点だけ教えてもらいたいんで

すけれども。

○議長（森 温繁君） 番外。

○建設課長（宮本邦夫君） この事業計画の具体性ということでございますけれども、現在の具体的なものはまだ定めておりません。といいますのは、まだ一つには旧バスターミナル用地、これは建設課所管ではございませんけれども、それとの整合性といいますか、それを使った場合だとかいろんなことが考えられますものですから、そういうことになった時点でも、この基金を通じて基本計画を定めたいというようなこともございます。

それと、基金の毎年の積立額ということでございますけれども、今回の新年度予算につきましては、繰越金が約250万円あります。それと、今回の今年度のお金を約250万円を積み立てまして約500万円、今年度は基金をやる予定でおります。ですから、このまま駅前広場の方の改修といいますか、大きなものがなければ、年間二、三百万円ずつぐらいは積み立てできるんじゃないかというふうに積算してはおります。

以上です。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第25号議案は、建設経済常任委員会に付託いたします。

◎議第26号及び議第27号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第26号 下田市国民保護対策本部及び下田市緊急対処事態対策本部条例の制定について、議第27号 下田市国民保護協議会条例の制定について、以上の2件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○総務課長補佐（土屋嘉芽雄君） それでは、議第26号 下田市国民保護対策本部及び下田市緊急対処事態対策本部条例の制定についてと議第27号 下田市国民保護協議会条例の制定についての2件について関連がありますので、一括してご説明させていただきます。

まず、議第26号 下田市国民保護対策本部及び下田市緊急対処事態対策本部条例でございます。

議案件名簿の42ページをお開き願いたいと思います。あわせて、議第26号説明資料、下田

市国民保護対策本部及び下田市緊急対処事態対策本部条例の逐条解説をお開き願います。

さて、平成15年6月に「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）が成立し、同月施行されました。

事態対処法の成立を受けて、平成16年6月に「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）が成立し、同年9月施行されました。

この法制定に伴い、各自治体は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態に直面した場合、内閣総理大臣の指定を受け、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部を設置することとなりました。当該対策本部の所掌事務、組織その他は同法により定められているため、それ以外に必要な事項について定めるため、本条例を制定するものでございます。

それでは、用語の定義でございます。

「武力攻撃事態等」とは、事態対処法第1条で武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態と規定されております。

「武力攻撃事態」とは、事態対処法第2条第2号で武力攻撃が発生した事態または武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態と規定されています。

例としましては、着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃等を指します。

「武力攻撃予測事態」とは、事態対処法第2条第3号で武力攻撃事態に至っていないが、事態が緊迫し武力攻撃が予想されるに至った事態と規定されています。

「緊急対処事態」とは、対処事態法第25条第1項で武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なものと規定されています。

例としましては、攻撃対処施設等による分類で、危険性を内在する物質を有する施設等（原子力事業所、石油コンビナート、危険物積載船、ダム等）による攻撃が行われる事態でございます。多数の人が集合する施設、大量輸送機関等（大規模集客施設、ターミナル駅、列車等）に関する攻撃が行われる事態です。

攻撃手段による分類、多数の人を殺傷する特性を有する物質等（炭疽菌、サリン、水源地

に対する毒物の混入等)による攻撃が行われる事態です。

破壊の手段として、交通機関を使用した攻撃(航空機による自爆テロ等)が行われる事態です。

以上の例は、「国民の保護に関する基本指針」(平成17年3月25日閣議決定)に示されております。

条例の制定に当たりまして、国民保護法において、国民保護対策本部に係る規定が国民保護法第183条で緊急対処事態対策本部に準用されていることを踏まえ、国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部についてあわせて規定することとし、国民保護対策本部に係る規定はすべて本条例第7条で緊急対処事態対策本部に準用しています。

それでは、3ページをお開きください。

(目的)第1条、この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第31条及び第183条において準用する法第31条の規定に基づき、下田市国民保護対策本部及び下田市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第1条は、条例の立法目的を簡潔に表現する目的規定でございます。国民保護法第27条から第30条までで規定する対策本部の所掌事務、組織、本部長の権限及び対策本部の廃止以外に、対策本部に関し必要な事項を定めることをあらわしています。

対策本部には、国民保護対策本部と緊急対処事態対策本部とがあります。

下田市国民保護対策本部は、武力攻撃事態等に至ったときに定められる対処基本方針が閣議決定され、かつ国民保護対策本部を設置する市町村として、本市が指定された場合に設置する組織でございます。

対処基本方針に定められる事項は次のとおりです。

武力攻撃事態であること又は武力攻撃予測事態であることの認定及び当該認定の前提となった事実。

当該武力攻撃事態等への対処に関する全般的な方針。

対処措置に関する重要事項。

下田市緊急対処事態対策本部は、緊急対処事態に至ったときに定められる緊急対処事態対処方針が閣議決定され、かつ緊急対処事態対策本部を設置すべき市町村として、本市が指定された場合に設置する組織でございます。

緊急対処事態対処方針で定められる事項は、次のとおりでございます。

緊急処理事態であることの認定及び当該認定の前提となった事実。

当該緊急処理事態への対処に関する全般的な方針。

緊急対処措置に関する重要事項。

なお、対策本部を設置すべき自治体を国が指定するのは、国には国民の保護のための措置が国全体としての確かつ迅速に実施されるよう万全の態勢を整備する責務を有し、また対策本部を設置することによって、各自治体の対策本部長には、特別な権限を与えるためでございます。

国民保護法第25条でいう事態対処法第9条第6項（同条第13項において準用する場合を含む。）の「同条第13項において準用する場合を含む。」とは、対処基本方針を変更するときも対処基本方針を定めるときと同様に、内閣総理大臣は対処基本方針の変更の閣議決定を求め、承認されたときは直ちに合意しなければならないことを指しております。

市町村は、武力攻撃事態等が局地的に発生した場合、国が十分にその把握に至っていない状態も想定されることから、対策本部を設置すべきと考えるときは、県知事を経由して内閣総理大臣に対し、設置すべき市町村として指定するよう要請することができるとされています。

市長は、内閣総理大臣から対策本部を設置すべき旨の通知を受けたときは、対策本部を設置しなければなりません。

国民保護法第27条第1項中の「第35条1項の規定」とは、「市町村長は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を策定しなければならない。」とした規定でございます。

市の実施する国民保護のための措置の主なものは、次のとおりでございます。

警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置。

救援の実施、安否情報の収集及び提供その他避難住民等の避難に関する措置。

退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他武力攻撃災害への対処に関する措置。

水の安定的供給その他の国民生活の安定に関する措置。

武力攻撃災害の復旧に関する措置等でございます。

次に、6ページの（組織）第2条、下田市国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、下田市国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）の事務を総括する。

第2項、下田市国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、

対策本部の事務を整理する。

第3項、下田市国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

第4項、対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員（以下「本部職員」という。）を置くことができる。

第5項、本部職員は、市の職員のうちから市長が任命する。

第2条は、下田市国民保護対策本部（以下「対策本部」という。下田市緊急対処事態対策本部において同じ。）の組織について定めるものでございます。

対策本部は、本部長、副本部長、本部員、本部職員をもって組織されます。

対策本部長は、市長をもって充てます。

対策本部員は、次の者をもって充てます。

助役、教育長、消防長又はその指名する消防吏員。

上記の者のほか、市長が市の職員のうちから任命する者。

対策本部本部員は、助役、教育長、消防長又はその指名する消防吏員のほか、当市では課長職の者を任命することとします。

対策本部副本部長は、本部員のうちから市長が指名することと規定されていますので、当市では、副本部長には助役を指名することとします。

本部職員は、対策本部で本部長以下本部員の行う事務を補佐するための職員とし、当市の組織機構を充てますと、係長職以下の一般職員のうちから市長が任命することとなります。

対策本部長は、関係機関の実施する国民の保護のための措置の実施状況について報告又は資料で提出を求める権限、教育委員会に対し生徒の避難に関し適切な措置をとることができるよう求める権限など特別な権限が与えられます。

避難、救援等の初動体制が迫られるような緊急の場合もあることから、国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部が設置されていない場合であっても、国民の保護のための措置を実施することはできます。

対策本部の設置は自治体の長が行うものなので、対策本部の廃止について、指定の解除の通知を受け取ったときに自動的に対策本部を廃止するのではなく、自治体の長が主体的に行うこととされております。

次に、9ページの（会議）第3条、本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議を招集する。

第2項、本部長は法第28条第6項の規定により、国の職員その他市の職員以外の者を対策本部の会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

第3条は、対策本部の実施する対策をより効果的に行うための情報交換や連絡調整の場となる会議について定めるものです。

対策本部の会議は、本部長が招集します。

対策本部の会議の出席者は、通常、対策本部の職員となりますが、対策本部の会議において、国民の保護のための措置（緊急対処事態対策本部の場合には、国民保護法第172条で規定されている緊急対処保護措置）に関し、専門的な情報、連絡調整が必要となったときに、本部長は市の職員以外の者を会議に出席させ、その意見を求めることができることとしました。

市の実施する緊急対処保護措置の主なものは、警報の伝達、避難の指示、被災者の救助、施設及び設備の応急の復旧その他の措置でございます。

次に、10ページの（部）第4条、本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

第2項、部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

第3項、部に部長を置き、部長の指名する本部員又は本部職員をもって充てる。

第4項、部長は、部の事務を掌理です。

第4条は、対策本部の事務を円滑に進めるために必要な部について定めるものでございます。

部を定めるに当たって、今年度中に作成される静岡県国民保護計画を受けて、それに抵触しないように、来年度下田市国民保護計画を作成することになります。その中で行うべき事務を明確にした上で決定していきます。

次に、11ページの現地対策本部でございます。

（現地対策本部）第5条、下田市国民保護現地対策本部を置いた場合は、当該下田市国民保護現地対策本部に下田市国民保護現地対策本部長、下田市国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員及び本部職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

第2項、下田市国民保護現地対策本部長は、下田市国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

第5条は、被災現地における国民の保護のための措置の的確かつ迅速な実施並びに対策本

部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときに、現地において対策本部の事務の一部を行うための現地対策本部について定めるものとございます。

現地対策本部の設置は、被害の種類や程度によって、刻々と変化する現地の状況を的確に把握し、より詳細な情報を本部に連絡する必要があるときなどが考えられます。

現地対策本部の組織は、対策本部同様に、現地対策本部の本部長、本部員その他の職員により構成され、対策本部長が、対策本部の職員のうちから指名します。

次の（雑則）第6条、この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

第6条は、この条例の施行に関し必要事項についての委任規定でございます。

次の（準用）第7条、第2条から前条までの規定は、下田市緊急対処事態対策本部について準用する。

第7条は、国民保護法第183条において準用する緊急対処事態の準用規定でございます。

次の附則、この条例は、公布の日から施行する。

附則は、この条例の施行期日を公布の日とする旨を定めております。

以上で、議第26号の説明を終わらせていただきます。

それでは引き続きまして、議第27号関係でございます。

議案件名簿の43ページをお開き願いたいと思います。

議第27号 下田市国民保護協議会条例ですが、この条例も新規条例でございますので、各条の説明を議第27号説明資料、下田市国民保護協議会条例逐条解説でさせていただきますので、資料の12ページをお開き願いたいと思います。

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」の制定に伴い、各自治体に、国民の保護のための措置に関し、広く住民の意見を求め、国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するための機関として国民保護協議会を設置することとなりました。

国民保護協議会の組織及び所掌事務については、同法により定められているため、その他当該協議会の組織・運営等について必要なことを定めるため、本条例を制定するものとございます。

（目的）第1条、この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、下田市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

まず、第1条の目的でございますが、これは協議会の組織及び運営に関し法に定めのない必要な事項を定めることを目的としています。協議会の組織及び所掌事務については、国民保護法第39条及び第40条で規定しています。

次に、13ページの（委員及び専門委員）第2条、協議会の委員の定数は、33人以内とする。

第2項、専門委員を置いた場合は、当該専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第2条は、第1項で委員の定数を、第2項で専門委員に関することを定めています。

協議会は、会長及び委員をもって組織され、会長は市長をもって充てます。会長は、委員の人数には含まれません。

委員は、次の者のうちから市長が任命します。

市の区域を管轄する指定地方行政機関の職員、自衛隊に属する者、静岡県の職員、助役、教育長及び消防長又はその指名する消防吏員、下田市の職員、市の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員、国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者。

委員の定数は、下田市防災会議の委員と機構改革に伴う福祉部局の1課増、自衛隊に属する者で33人以内としています。

指定地方行政機関とは、国の機関で、主に中部運輸局、中部地方整備局、管区气象台、管区海上保安本部などを指します。

指定公共機関とは、日本放送協会など公共的機関、電気、ガス、輸送、通信の公益的事業を営む法人で、日本郵政公社、東京電力株式会社、西日本電信電話株式会社などを指します。

指定地方公共機関とは、都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療などの公益的事業を営む法人で、下田ガス株式会社、社団法人静岡県プロパンガス協会、伊豆急行株式会社などを指します。

委員の任期は、国民保護法第38条第5項で2年と定められ、再任を妨げないものとされています。また、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間でございます。

協議会の所掌事務は、国民保護法第39条第2項に規定されており、市長の諮問に応じ、国民の保護のための措置に関する重要事項を審議し、その重要事項に関し意見を述べることでございます。

重要事項とは、下田市の国民保護に関する計画を指しますが、その他の事項に関する審議を妨げるものではございません。

国民の保護に関する計画に定める計画は、次のとおりでございます。

第2項第2号に規定する「国民の保護のための措置に関する事項」とは、警報の伝達、避難実施要領の策定、住民の避難に関する措置、安否情報の収集及び提供、避難住民の救援、退避の指示、警戒区域の設定、被災情報の収集、水野安定的供給、復旧に関する措置を指しています。

第7項にある「第33条第6項の規定」とは、指定行政機関の長が国民の保護に関する計画を作成するに当たって必要がある場合には、関係機関等の関係者から資料又は情報の提供、意見その他必要な協力を求めることができるとした規定でございます。

国民保護法第40条第6項の規定により、協議会に専門委員を置く場合は、同条第7項で準用する同法第38条第7項の規定により、次の者のうちから市長が任命します。協議会の委員のうちから任命することを指しているわけではございません。

関係指定地方行政機関の職員、静岡県の職員、下田市の職員、関係指定公共機関又は指定地方公共機関の職員及び国民の保護のための措置に関し専門的な知識又は経験有する者でございます。

専門委員が調査する専門的な事項の例としましては、核、細菌又は化学による攻撃の場合の対処における措置において、核物理学や医学等の専門的な知識が必要となる事項や新たに開発される兵器等への対処等が考えられます。

専門委員は、その設置の目的が達成されたときは解任されるものとしました。

次に、16ページをお開きください。

(会長の職務代理)第3条、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

第3条でございますが、会長に事故があったときに、職務代理を置くことを定めるものでございます。

職務代理には、助役を指名することとします。

次の(会議)第4条、協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

第2項、協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

第3項、協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4条でございますが、協議会の会議の運営及び議事に関する事項を規定するものでございます。

会長は市長をもって充てることから、会議を開催した場合の議長は市長を指します。

協議会の会議には、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができないこととし、議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは市長の決するところによることとしていますが、これは地方自治法における普通地方公共団体の議会の定足数（地方自治法第113条）及び表決（地方自治法第116条）に関する規定に準じた規定でございます。

次の（庶務）第5条、協議会の庶務は、市民課において処理する。

第5条でございますが、協議会の所管課を定めるものでございます。

機構改革に伴い、防災所管課となる市民課が担当することになります。

次の（雑則）第6条、この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

第6条でございますが、この条例の施行に関する必要事項についての委任規定でございます。

次に、17ページの附則について、この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附則につきましては、この条例の施行期日を定めるものでございます。

以上で議第27号 下田市国民保護協議会条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第26号 下田市国民保護対策本部及び下田市緊急対処事態対策本部条例の制定についてに対する質疑を許します。

1番。

○1番（沢登英信君） この26号の条例案は、今ご説明いただきましたように、第1条から武力攻撃事態等を想定し、国民の保護のための措置をうたっているわけでございます。

この国民保護法では、基本指針に、他国から攻撃いわゆる日本有事の際に、地方自治体やこの指定公共機関など住民の避難計画や、あるいはその権限、復旧などの国民保護計画に基づいてこの対策本部が、逆に言いますと後から議論されます27号の協議会で保護法がつくられて、それをこの対策本部、あるいは緊急事態対策本部をつくって実施をしていく、こういうことになろうかと思うわけでございますが、まさにこの計画は、日本人として悲惨な戦争を再び繰り返してはいけないという平和憲法があるわけでございますが、この平和憲法に違

反するような形で戦争態勢をつくっていこうと、こういうことにつながるものであると思うわけでございます。

日常生活起きているときに、具体的にそうであればこの武力攻撃事態、この下田でどういうことを具体的に想定をしているのかということが、第1点でございます。

まさに平和憲法を守り、この日米、日露の友好の地である下田市にとって、このような条例をつくる姿勢であるよりも、平和を希求していく、そういう宣言をするなり、そういう条例をつくるという姿勢こそ必要であろうと思うわけでございます。終戦50年、平成7年には、皆さんご案内のように、海鳴りを編集し、この昭和の戦争が何であったのか、市民の意向がここに寄せられているわけでございます。

武力攻撃とは、外部からの攻撃を言っているわけでございますが、このような事態が緊迫し、日本がどこの国から攻められようということを想定しているのか。まさに米軍の戦争を支援し、国民を動員する態勢に移れるようにするための、この条例ではないかと思うわけでございます。武力の攻撃事態法では、地方自治体や国民、民間、米軍への支援協力の義務づけを一段と強化しているわけでございます。

さらに、既につくられているこの周辺事態法があるわけでございますが、この内容は協力や依頼という強制力のないものでございますが、自治体や病院、あるいは交通機関にも武力攻撃事態法や国民保護法で協力を要請しているわけですが、この改正によりまして、さらにその具体的な義務化というのが図られるのかどうなのかという点が、大きなポイントであろうかと思うわけでございます。

国民保護法は戦争を想定し、国民を戦争準備に動員とようとしているものでありますし、自治体はその計画をつくることは、先ほども申しましたように憲法に違反していないか、重ねてお尋ねをするものでございます。

それから、この条例でいきますと、現地対策本部を設けるという第5条でございますが、これまた現地対策本部というのは、この下田市においてどういうことを具体的に想定をして、本部があつて、さらに現地対策本部をつくり実施をしていこうとしているのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

なお、この対策本部及び緊急事態本部については、市長以下すべて市の職員で対応するというぐあいに理解しているのかどうなのか、あわせてお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（森 温繁君） 質問者にお尋ねします。

ここで10分間休憩したいと思いますけれどもよろしいですか。

○1番（沢登英信君） はい。

○議長（森 温繁君） ここで10分間休憩いたします。

午後 1時57分休憩

午後 2時 7分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

○1番（沢登英信君） 下田市国民保護対策本部長にかかわる問題ですので、当初言い忘れましたが、答弁はぜひ市長をお願いをしたいと思います。

○議長（森 温繁君） まずは答えておいて、市長が補足すれば。まず総務課長答えて、趣旨だけ先に。

番外。

○総務課長補佐（土屋嘉芽雄君） 先ほどの質問でございますけれども、まずもって下田市の想定はいかがかということでございます。

戦後60年たちまして、あってはならないことですが、こういう武力攻撃が下田だけではないと。例えば、ほかの市町村であった場合に、その避難民を受け入れること等も含めまして、こういう本部の条例を制定していくものでございます。

そして、この条例の義務化という問いかけでございますけれども、憲法に保障された法律が国会で平成16年6月に通っております。ですから、これについては国の方としましては、憲法違反のものを法律で通すわけはございません。まずもって憲法違反ではないということをおきたいと思っております。

また、現地対策本部でございますけれども、これについても今後どういう形の対策本部をつくるかについては、県のつくる静岡県国民保護計画に抵触しない形の計画を、下田市の国民保護計画として策定していくものでございます。ですから、ここで何がどうだという具体的な答弁は避けさせていただきます。今後、その18年度中に作成する下田市国民保護計画で提案してまいりたいと思っております。

それと、本部職員に対する職員の配置については、下田市職員だけではないのかという問いかけでございますけれども、これにつきましては先ほど説明の中でも申しましたとおり、下田市の職員だけではなく、消防署あるいは消防署の消防吏員及びこの法とか避難等に関する知識等を含めました消防団長等も視野に入れての本部員になる予定でございます。

なお、この条例については、上級法に基づき法の条例の条文につきましても、標準条例を参考にしまして、下田市の条例をつくったものでございます。

それで、もう一度戻ります。現地対策本部とは、これ想定で、あつてはいけないんですけども、以前にロシアで、学校がテロによって占拠されたことは、皆さんご承知かと思えます。ああいう場合において、例えば本部が下田市役所にあつて、現地の情報が的確に伝わってこない。その場合に、市の職員が銃弾の当たる範囲外において、その刻々と変わっていく情報を的確に本部に伝えるためには、そういう現地での対策本部が必要であろうということで、これは必ずつくるということではなくて、本部長がそういうことをつくることできると規定されているものでございます。

質問が大体これで答えられたかと思えますけれども、そのほかにありましたらもう一度おっしゃっていただければ、また答弁させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（森 温繁君） 市長は何か答えることがありますか。

番外。

○市長（石井直樹君） この問題につきましては、今担当が述べたとおりでありまして、国で政令されたものにつきまして県へおりてきて、いろいろと全国の各都市で対応するというものでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（森 温繁君） 1番。

○1番（沢登英信君） 再度確認をさせていただきますけれども、そうしますとこの対策本部及び緊急処理事態の本部については、下田市の職員、消防署あるいは消防団の職員であると。そうしますと、警察や自衛隊の方々は、この本部には当然入らないと、そのように理解していいかと確認をさせていただきたいと思えます。

それから、現地対策本部というのは、具体的に言えば下田市や国内のことだけではなく、外国も含めて現地であると。下田市民が外国でテロに遭ったと。そうしますと、そこに現地対策本部をつくるんだと、こういうことを言われているのかどうなのか。ちょっと違うんじゃないかというぐあいに理解をするんですけども、いかがでしょうか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長補佐（土屋嘉芽雄君） 現地対策本部につきましては、これをつくる根拠としましては、緊急処理事態が発生した場合、国の緊急処理事態対処方針に基づいて下田市がつくるものでございます。これは緊急処理事態対策本部が国の方に設置されまして、本部長は当然内

閣総理大臣でございます。この中で閣議決定されていく中で、総務大臣を経由して本部を立ち上げるということが、静岡県知事を本部長とする静岡県の緊急対処対策本部でございます。

また、同じように等価とは言いませんですけども、総務大臣を経由しまして対策本部を下田市につくるものでございまして、海外云々の話は想定外のことでございます。よろしいでしょうか。回答になっているかどうかわかりませんが、一応答弁は。

[発言する者あり]

○総務課長補佐（土屋嘉芽雄君） 警察、自衛隊等につきましては、いずれ静岡県レベルのこととございまして、一応下田市では入ることはないです。自衛隊についても同じです。

以上です。

○議長（森 温繁君） 1 番。

○1 番（沢登英信君） 現地対策本部についても、この下市内に必要であればつくるという理解でいいわけですね。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○1 番（沢登英信君） 終わります。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

10番。

○10 番（小林弘次君） 武力攻撃の事態とか緊急事態、国民保護の事態というのは、自分、長くこうした地方議会で働かせていただいているんですが、初めてのことでございます。そういう点では説明を聞いておまして、いささか違和感を持ったのは、私 1 人ではないと思うんです。

私たち地方の政治というのは、武力攻撃であるとか等々ということよりも、むしろ緊急事態で心配するのは、差し迫る東海地震の被害、被災にどう対応するのか、そういうふうなことがすぐれて現実的ではないのかなというように思うわけでございます。

しかし、お話によりますと、国が法律を定めて国、県、市町村に、その法律に基づいて一律やれと、こういういわゆる上意下達方式でこういう形になったということでございますが、私いささか異例なというかもものなんですが、1 点だけこの点をお伺いします。

市長さん、率直な気持ちとして、現在の平和憲法、要するに戦争放棄した 9 条を持っている、あるいは武力を持たないという平和憲法のもとと、もう一つは国連の平和憲章というこの理念で国際活動のもとで、日本あるいは下田が武力攻撃にさらされるような事態というようなものが、緊急に迫っているようなものはないと思うんですが、その点で武力攻撃にさ

らされるような事態というふうなことについて、どんなものでしょうか。気持ちとしては、そういう事態というのは、今後も想定できるとお思いでしょうか。それとも、そういうことは余りないんじゃないかということでしょうか。この点だけひとつ市長さん、お願いしたいと思います。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市長（石井直樹君） そういう事態は起こらないというふうに想定をしております。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑は終わります。

ただいま議題となっております議第26号議案は、総務常任委員会に付託いたします。

次に、議第27号 下田市国民保護協議会条例の制定についてに対する質疑を許します。

10番。

○10番（小林弘次君） まず、ただいまの市長のお話がありましたように、いささか違和感を持ったのは自分だけではないということの延長線上では、武力攻撃というのはこういうようなことはなかろうというのが、普通の常識的な見解だと思うんですが、この条例は日常的に今後もこの附属機関というのか、何々協議会というのか、何か性格は基本的には附属機関であろうと思うんですが、これは日常的に設置されるものか、この点お伺いします。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長補佐（土屋嘉芽雄君） 協議会につきましては、日常的に設置するという意味がちよっと理解できないんですけども。

○10番（小林弘次君） 前の条例は、いわゆる内閣総理大臣が武力攻撃を受けたと、緊急事態が生じたんで下田に緊急事態に対応した対策本部を立てると、こういう事態に応じてつくるわけですから、事態がなきゃ何もしゃがんでいる、何もいいわけです、こうしていればいい。しかし、この条項は簡単に言うと、もうこの先、というのは18年度からこういうものをつくっておやりになろうとしているのかと、こういうことを聞いているんです。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長補佐（土屋嘉芽雄君） 協議会については、今年度中にこの条例を制定させていただきまして、18年度からつくる下田市の国民保護協議会の中でこういう下田市国民保護計画をつくるために、その協議会を立ち上げるものでございます。ですから……

〔発言する者あり〕

○総務課長補佐（土屋嘉芽雄君）　そういうことですね。先生のおっしゃるとおりだと思います。

○議長（森　温繁君）　10番。

○10番（小林弘次君）　まず、この財政難のみぎり、この附属機関や協議会は用のないのはよそうというのが、財政危機克服の大原則になっているんですよ、今。そうですね。委員を集めて、消防じゃなくて東海バスの社長さんだか、ガス会社だとかN T Tさんだとか、みんな偉い人等集めて協議会をやって、市長が会長になって、何か緊急事態の計画を立てろと。そういう事態が想定できないのに、早速今度の条例が決まったら、来年度から報酬を定めてやろうというのは、これはちょっと定めたぐらいで据え置いていいんじゃないでしょうか。どんなものでしょうか。

○議長（森　温繁君）　番外。

○総務課長補佐（土屋嘉芽雄君）　先生は財政難のことを心配しておられるようですけれども、これについては下田市防災委員と兼務というんですか、同じようにまたお願いしていくものですから、実際の費用を払うメンバーにつきましては、9人ほどでございます。33人のうち9人ほどでございます。ですから、さほどの財政支出はないかと思えます。

○議長（森　温繁君）　ほかに質疑ありませんか。
13番。

○13番（大黒孝行君）　ここのところ国の政策に関しまして、国が押しつけの基地の問題等々、住民の意識とかなり乖離した決定というのが、報道がなされております。岩国基地の住民投票も含めてですが、そのときにこういう段取りで市民の気持ち、私なんかはもう竹やり1本も刺さない、殺されても絶対抵抗はしない無抵抗主義でございます。戦争はもちろん反対です。そういうときに、市民にある程度の負担なり義務を課せる結果になるんですが、その辺のあれは少しお願いします。

○議長（森　温繁君）　番外。

○総務課長補佐（土屋嘉芽雄君）　協議会については、先生がおっしゃるような内容のものを含んでいるものではございません。協議会については、下田市保護計画、下田市国民保護計画を策定するに当たりまして、この保護計画が協議会で諮問されて、それがいいか悪いかというようなことを皆様にお聞きする協議会でございますので、ご了解いただきたいと思えます。

○議長（森　温繁君）　13番。

○13番（大黒孝行君） そこに市としての市民のニーズ等々しんしゃくする、配慮する、そういう協議会で進むという形をお願いしておきます。終わります。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

1番。

○1番（沢登英信君） 保護計画をつくる協議会の条例であるわけでございますけれども、この住民を保護するという名目でございますが、具体的にどういう保護が想定をこの条例をつくる段階でされているのかと。

そして、これらの保護計画をつくる方々でございますが、説明資料の15ページによりますと、保護のための措置に関し専門的な知識又は経験を有する者と、こういうぐあいに規定がしてあるわけでございますが、具体的にはどういう方を想定をされているのか、明らかにしていただきたいと思うわけでございます。

この委員の皆さんが何回ぐらいの会議をして、どういう日程で、どういう観点からこの保護計画をつくられていくのか、市民の意見や要望というのは反映するようなものをつくるのか、あるいは一方的に市民を動員するための計画をつくって、戦争態勢に協力させようということなのか、そこら辺の点について明らかにしていただきたいと思うわけでございます。

○議長（森 温繁君） 答弁をどうぞ。

番外。

○総務課長補佐（土屋嘉芽雄君） 何も下田市の市民を戦争に駆り立てるものではございません。県のつくります、静岡県国民保護計画にのっとりまして、その法に計画に抵触しない形での下田市の国民保護計画を作成してまいります。これは18年度中の予定でございます。

この中で特に問題になるんですか、その主眼とするところは、国民の生命、身体、財産に関する侵害を武力攻撃からいかに守っていくかということが、その一番のメインのところでございます。

それで、その中で例えば関連していきますけれども、専門委員についてのことでございます。この協議会委員に専門委員をこれは置くことができるとした規定でございまして、わからないことを専門の人を呼んでいかなものかということで、例えば核、物理学等や医学等の知識は我々は持っておりませんので、その中で明確にしていくということで、保護計画はまだ案の段階も、僕らもまだ見ておりませんので、県の保護計画を見てからでないと、明確な答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

○議長（森 温繁君） 1 番。

○1 番（沢登英信君） 東海地震や災害に対する緊急事態とこの保護計画、しかもこの審議する委員は重なる部分が多いという、こういうご返事でした。むしろ、災害の対策も十分なされていないという中であると思います。その東海地震等に対する災害対策とこの保護計画との関係というのはどのような形になるのか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長補佐（土屋嘉芽雄君） 災害対策基本法に基づく下田市下田の地域防災計画は、市が主導をして主導的立場でつくるものが、今言われた災害関係のものでございます。

今回の国民保護計画につきましては、これは県の前段でもまだ国レベルで来るものでございまして、その位置づけが云々言われても、まだ僕も国民保護計画についての県の計画もまだ見ておりませんので、明確に答えることはできません。答弁になっているでしょうか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○税務課長（高橋久和君） 多少総務課のときに今、担当補佐がお答えしましたように16年にこの法律ができて、さわりの部分だけかわりましたので、ちょっとこれを補足をさせていただきます。

今、沢登議員の国民保護法に盛り込むべき内容はいかなるものかということでございますが、これは16年度に国が基本指針というのをつくっております。それを受けまして現在県において県の指針をつくっております。それを受けて18年度中につくるというのが、今後の事務の流れになろうかと思っております。

内容といたしましては、当該地方公共団体の国民の要は下田市民のためのどういう処遇や措置をするか、そしてそれをどうやって受け入れるか、あるいは具体的に住民をどのように避難をさせるのか、あるいは平素備えておくべき物質だとか訓練をどのようにするのかと、内容的には今担当補佐が答えましたように、災害の防災計画と内容的には類似してくるのではないのかということは想定できると思います。

以上です。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第27号議案は、総務常任委員会に付託いたします。

◎議第28号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第28号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○市長公室長（出野正徳君） では、議第28号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案件名簿の45ページをお開き願います。

下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由でございますが、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行によりまして、災害対策基本法第32条第1項の災害派遣手当の規定を準用しまして、国民の保護のための措置の実施のため、派遣された職員に対しての災害派遣手当に武力攻撃災害派遣手当を加える規定、さらには新電算システムの運営上の扱いと事務の効率化を図るために、時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給日の見直しを図るものでございます。

災害派遣手当とは、暴風雨、豪雪、豪雨、洪水等の災害が発生したときは、その災害応急対策または災害復旧のために都道府県知事、区町村等の要請またはあっせんの求めに応じまして、国の行政機関または地方公共団体から派遣された職員に対し支給される手当でございます。

この手当は、派遣された職員が住所または居どころを離れて、派遣を受けた都道府県または市町村の区域に滞在する場合に限り支給することになっております。このたび武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律が施行されたことによりまして、国民の保護のための措置の実施のため、派遣された職員にも災害派遣手当が加わることになりました。武力攻撃災害については、先ほど議第26号、議第27号において詳細に説明がございましたので、ここでは省略をさせていただきます。

それでは、条例改正等説明資料46ページ、47ページをお願いいたします。

左のページが改正前、右のページが改正後の規定でありまして、アンダーラインの箇所が今回改正する内容でございます。

第3条第1項中、災害派遣手当の次に「（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第22条において同じ。）」を加えます。

第15条第2項中、「10日以後速やか」を「給与の支給日」に改めます。

第22条第1項中、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項の次に「（武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112条）第154条において準用する場合を含む。）」を加えるものでございます。

では、本文に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。ただし、第15条第2項の改正規定は、平成18年4月1日から施行いたします。

大変雑駁な説明でございますが、よろしくご審議のほどお願いをいたします。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

10番。

○10番（小林弘次君） ただいまの説明によりまして、そうすると管外への武力攻撃についての下田市以外への派遣、あるいは出動というのか出かけていくというこういう事態があるんですか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市長公室長（出野正徳君） 今回、下田市のこれ給与の手当でございますので、下田市で受け入れた場合、下田市で受け入れたものに対して手当を支給するものでございます。例えば、下田市の職員が隣の町へ行った場合は、隣の町の条例でこれ支給されることとなります。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） そうしますと、下田市の職員が武力攻撃何とかっていうので、よそに出かけていくということについての手当の規定ですか。それとも、そういうことがあるんですか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市長公室長（出野正徳君） 先ほども説明しましたように、この手当というのは派遣を受けた職員が、例えば下田市で下田市長が要請をして来てくださいますと。職員あるいは国の機関、そういう人たちが下田へ来た場合、その居どころを離れて下田に滞在するものにつき手当を派遣するものでございます。

この手当の額でございますが、例えば市の条例の中で災害派遣手当という規定が条例の中にございまして、公用の施設等へ泊まった場合、30日以内の期間では1日3,970円になっています。そういう施設がなく、例えば公の施設それ以外へ泊まったもの、多少金のかかるよ

うな施設へ泊まったものについては6,620円というようなことで、これは災害派遣手当という
ことで、下田市だけじゃなく、全国的に同じような額で定められております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） 普通、地方自体が何らかの事情で長の命令によって、職務として管
外に出張したり仕事した場合については、基本的にはもとの下田市がこの費用を弁償する
というのが原則になるわけですが、今回の規定で、仮に他の自治体から受け入れたという場
合には、自治体の支給と下田市の支給とが二重になる可能性も一つあるのではないのかと、こ
れが一つです。

2点目は、災害とかそういうものの派遣で受け入れるとするならば、比較的自衛隊とかそ
ういう機関のものがあると思いますが、例えば私の知っているのでは、大規模な災害に対
して自衛隊の出動を要請するというふうなことはいろんな意味で、それぞれの自治体で行っ
ていることであるし、下田市の場合においても、かつての昭和51年前後の水害のときには自衛
隊の派遣を要請したと。こういうものについても、これは適用されるんですか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市長公室長（出野正徳君） 国民保護の法律の中で、職員の派遣義務というのがございま
すが、それは法律の153条の中に規定されているわけでございます。指定行政機関の長とか、
地方公共団体の長については派遣要請、あつせんがあつたときは、その職務に支障がない限
り適任と認める職員を派遣することができる。できるですから、こちらに合理的な理由が
あれば、派遣しなくても済むわけでございます。確かに、この武力攻撃事態は想定しにくい、
なかなか本当に今後、後ないだろうという気がいたしますが、とりあえず万が一あつた場
合は、とりあえず派遣することができる。

それで、この給与等については、当然受け入れた人の手当は支給しますが、その身分とい
うのは、あくまで下田市と派遣をした団体の身分をあわせ支給します。当然職員だってこれ
は定数外とします。給与については当然、派遣した団体の方で給与は持つことになります。
下田市で持つのは手当だけでございます。

〔「自衛隊等」と呼ぶ者あり〕

○市長公室長（出野正徳君） 自衛隊等は、その自衛隊、警察がそういう法の中で動いていま
すから、これには手当等については支給はされません。

以上です。

○議長（森 温繁君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑は終わります。

ただいま議題となっております議第28号議案は、総務常任委員会に付託いたします。

◎議第29号及び議第30号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第29号 賀茂地区障害認定審査会共同設置について、議第30号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上の2件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○健康福祉課長（糸賀秀穂君） それでは、議第29号 賀茂地区障害認定審査会共同設置について並びに議第30号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括してご説明申し上げ、ご理解賜りたいと存じます。

なお、この議第30号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、所管が総務委員会ではございますけれども、私どもの関係する条例改正でございますので、私が説明させていただきますことをご了承ください。

まず、議第29号 賀茂地区障害認定審査会共同設置につきまして、お手数ですが議案件名簿の47ページから50ページまでをお開き願います。

議案説明に入ります前に、このたびこの議案を上程させていただくに至りました経過概要等につきまして若干ご説明申し上げ、ご理解賜りたいと存じます。

障害者自立支援法が昨年10月31日に国会で成立いたしまして、11月7日に平成17年法律第123号という形で公布されました。この法律は、障害者等がその有する能力、適性に応じ自立した日常生活、社会生活を営むことができるように必要な支援を行い、国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としているものでございます。

自立支援法の骨子は、これまで身体、知的、精神という障害種別に応じて、別々の法律で定めていた障害福祉サービスにつきまして、障害種別にかかわらず障害のある方が必要なサービスを柔軟に利用できるように、サービスを利用するためのシステムを一本化し、施設や

事業の仕組みを再編成したものでございます。

サービスの内容は、在宅で訪問を受ける訪問系サービスや通所利用サービスがありまして、入所施設で行う施設サービスにつきましては、施設内での生活から地域と交わる暮らしに転換する日中活動と居住支援に分けられます。

サービスを利用する場合、利用者は原則としまして、サービスに要する費用の1割自己負担することとなりますけれども、これはノーマライゼーションや完全参加と平等という考え方を踏まえながら、制度の持続可能性を確保し、障害のある人々も制度を支える社会の一員として、その費用をみんなで負担し支え合おうという観点から、サービスの利用料に応じた負担を求めるという考え方を導入したものでございまして、その際には過大な負担とならないように、所得による負担上限額が定められておりまして、また介護保険と同じように個別の減免や補足給付といったきめ細やかな低所得者対策も講じられております。

また、大きな柱の一つとしまして、障害者の就労意向や就労の継続など身体的または社会的リハビリテーションや就労につながる訓練等の給付による支援がございまして、法令に基づきさまざまな支援を行うに際しては、障害を有する方々の経済的な実態把握とともに、障害の程度区分やサービス支給の要否の決定を行うことが重要となります。

そこで、当該事項に係る適正な審査判定業務を行わせるために、障害者自立支援法では第15条におきまして、市町村に審査会を置くこととしているものでございます。これを受けまして、下田市といたしましては、審査会の設置形態について合理的かつ効率的な観点から、どのような形が望ましいか審査対象者の数、審査件数、委員の人材等の社会的な資源、運営費用その他さまざまな角度から検討させていただきました結果、広域的な枠組みであります賀茂圏域で共同設置するという方向性で、賀茂圏域市町の考え方の一致を見まして合意が形成されたため、このたびの議案上程に至ったものでございます。

それでは、議案件名簿の47ページでございしますが、議第29号 賀茂地区障害認定審査会共同設置について。

機関等の共同設置を規定した地方自治法第252条の7の規定によりまして、障害者自立支援法第15条に規定する介護給付費等の支給に関する審査会に関する事務を共同処理するため、別紙規約のとおり賀茂地区障害認定審査会を設置することにつきまして、地方自治法第252条の7第3項において準用する地方自治法第252条の2第3項本文の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、介護給付費等の支給に関する審査会を賀茂地区において共同設置するため

ございます。

それではお手数ですが、48ページから50ページをお開き願いまして、規約の内容につきましてご説明申し上げます。

まず、48ページですが、第1条は、共同設置する市町に関する規定でございまして、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町は、地方自治法第252条の7第1項の規定により、共同して障害者自立支援法第15条に規定する介護給付費等の支給に関する審査会、市町村審査会と略称いたしますが、これを設置するものとするというものでございます。

地方自治法第252条の7第1項の規定とは、普通地方公共団体は協議により規約を定め、共同して第138条の4第1項に規定する委員会、執行機関としての委員会のことでございませけれども、この委員会を置くことができるというものでございます。

第2条は、市町村審査会の名称を賀茂地区障害認定審査会とするというものでございます。

第3条は、審査会の執務場所に関する規定でございまして、執務場所は別表50ページの表をご覧くださいと思いますが、この表に掲げた執務場所の欄に定める場所で、順位の欄に掲げる順番によりまして、2年ごとの輪番制により交代して置くものでございます。

48ページに戻っていただきまして、第4条は、審査会委員の選任方法を定めたものでございます。

第1項は、委員は6市町の長が協議して定める候補者について、執務場所の置かれる市町の長が任命するというものでございます。この条文は、共同設置する機関の委員等の選任及び身分取り扱いを定めました地方自治法第252条の9第3項の規定に基づきまして、同項第2号に規定する方法を定めたものでございます。地方自治法第252条の9第3項の規定は、普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員で、普通地方公共団体の長が選任すべきものの選任については、規約で選任方法を定めるというものでございます。

第2項は、委員に欠員を生じた場合の規定でございまして、委員に欠員を生じた場合には、執務場所の市町の長から執務場所以外の市町の長に対して、速やかにその旨通知するとともに、第1項の例により補欠の委員を任命するというものでございます。

第5条は、審査会委員の定数に関する規定でございまして、委員の定数は7人以内とするものでございます。

第6条は、審査会の庶務は、執務場所の市町において処理するという規定でございます。

第7条は、審査会の運営経費に係る負担金に関する規定でございまして、負担金の額は6

市町の長の協議により決定しなければならないという規定でございます。

第2項は、負担金の交付に関する規定でございます。

第3項は、負担金の交付の時期については、6市町の長の協議により定めるというものでございます。

第8条は、審査会の予算についての定めでございます。審査会に関する予算は、執務場所の市町の一般会計に計上するものというものでございます。

第9条は、決算報告に関する規定でございます。第1項は審査会に関する決算は、予算執行市町において処理するというものでございます。

第2項は、予算執行市町の長は、審査会の決算報告について当該議会の認定に付したときは、速やかに当該決算を予算執行市町以外の市町の長に報告しなければならないというものでございます。

第10条の規定は、事務の管理及び執行に関する条例、規則その他の規程に関する定めでございます。審査会の事務の管理及び執行に関する条例、規則その他の規程については、6市町はこれを相互に調整するように努めなければならないというものでございます。

第11条は、委員の身分の取扱いに関する条例、規則その他の規程に関する定めでございます。第1項は、執務場所の市町の長は、委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例、規則その他の規程を制定又は改廃する場合には、あらかじめ関係市町、執務場所以外の市町のことですが——の長と協議しなければならないという規定でございます。

第2項は、第1項に規定する委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例、規則その他の規程を、執務場所の市町が制定し、又は改廃したときは、関係市町の長は、速やかに当該条例、規則その他の規程を住民に公表しなければならないという定めでございます。

第3項は、第3条の執務場所に関する2年交代の規定により、審査会の執務場所が次の自治体が変わったときは関係市町、つまり執務場所の市町以外の市町は、新たに執務場所となった市町において現に効力を有する委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例、規則その他の規程を住民に公表しなければならないというものでございます。

第12条は、委員の懲戒処分等に関する規定でございます。執務場所の市町の長は、委員の懲戒処分をするとき、及びその退職につき承認を与える場合においては、あらかじめ関係市町の長と協議しなければならないという規定でございます。この条項は、委員会の共同設

置に関する規約中には、地方自治法第252条の8第4号の規定によりまして、共同設置する機関を組織する委員その他の構成委員の選任の方法及びその身分の取り扱いを定めなければならないと規定されていることから、委員の懲戒処分をするとき及びその退職につき承認を与える場合においては、あらかじめ関係市町の長と協議しなければならないことを定めたものでございます。

第13条は、補則規定でございまして、障害者自立支援法及びこれに基づく施行令や施行規則等の法令並びにこの規約に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、6市町の長が協議して定めるというものでございます。

附則でございすけれども、第1項の施行期日につきまして、この規約は、平成18年4月1日から施行するものでございます。ただし、第2項の規定は、公布の日から施行するというものでございます。

第2項は、準備行為に関する規定でございまして、審査会に関して必要な手続その他の行為は、この規約の施行の前におきまして、障害者自立支援法附則第24条の規定に基づき行うことができるというものでございます。

なお、審査会の組織、運営に関する細部の取り決め、また費用負担につきましては、どのように考えるのかということでございます。条例改正関係等説明資料によりましてご説明申し上げますので、お手数ですが条例改正関係等説明資料の48ページ、49ページをお開き願います。

48ページは、審査会の規則案でございまして、第1条は趣旨規定で、第2条で委員の任期を定め、第3条は審査会の会長に関する規定を定めたものでございます。第4条は、審査会の招集、定足数、表決、所掌事項等に関する規定で、第5条は委任事項を定めたものでございます。

附則でございすけれども、第1項で施行期日を定め、この規則は平成18年4月1日から施行するものとし、ただし第2項の規定は、公布の日から施行するというものでございます。

第2項の規定は、先ほども本則で申し上げましたように、自立支援法附則第24条の規定に基づく事前準備行為に関するものでございまして、施行日の前であっても、審査会事務に関する準備行為ができるという規定でございす。

第3項は、初めて選任される委員の任期につきまして、委員選任の時期にばらつきが生じないよう、年度当初に統一させるため、国の技術的助言に基づく特例規定でございまして、初回の任期は第2条第1項本文の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとするというも

のでございまして、次の委員の任期は、その始まりの時期を4月1日からとさせ、2年後の3月31日までとさせるための技術的な手法を採用したものでございます。

説明資料の49ページは、負担金に関する協議書でございまして、負担金の算出項目は、認定審査会の運営経費と事務局に係る費用でございまして、認定審査会の運営経費に係る負担金算出方法は、認定審査会の推計年間運営費に共同設置団体の年間認定審査総件数に対する各市町の認定審査件数の割合を乗じて得た額とするものでございます。また、事務局費用としまして、事務局以外のところからそれぞれ年間1万円の事務費を負担していただくというものでございます。

負担金の交付方法、交付時期につきましては、資料掲載のとおりでございます。

以上大変雑駁な説明でございましたが、議第29号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

それでは引き続きまして、議第30号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げ、ご理解賜りたいと存じます。

お手数ですが、議案件名簿51ページをお開き願います。

議第30号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございまして、下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を、別紙52ページの内容のとおり制定するものでございます。

提案理由は、議第29号でご説明申し上げました障害者自立支援法に基づく賀茂地区障害認定審査会の委員の報酬等を定めるため、同時提案させていただくものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、条例改正関係等説明資料によりましてご説明申し上げます。

お手数ですが、説明資料の50ページ、51ページをお開き願います。

50ページは改正前、51ページは改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正させていただくところでございます。

改正の内容は、別表中に賀茂地区障害認定審査会を加えるものでございまして、51ページをご覧くださいますと、表の中ほど上下を波線、破線で区切ったところですが、区分及び報酬の欄に掲げた介護認定審査会の委員に係る報酬額の次に、賀茂地区障害認定審査会の委員の報酬額を加え、医師が日額2万円、その他の委員を日額1万1,000円とさせていただくも

のでございます。

なお、下田市介護認定審査会の委員報酬額は、医師が日額2万円で、その他の委員は1万5,000円のところでございますが、今回お願いする障害認定審査会のその他の委員の報酬日額を1万1,000円で提案させていただきました理由につきまして、認定審査の手順や審査内容につきましては極めて類似しており、同じような手順で審査を進めていくわけですが、今回の障害認定審査会は下田賀茂圏域で共同設置させていただきたいということから、実は賀茂郡下の東伊豆、河津、南伊豆、松崎、西伊豆町におきましては、介護認定審査会につきましても既に共同設置しておりまして、輪番制により定めた委員報酬の額は、医師が2万円で、その他の委員は1万1,000円となっております。

先ほどご説明申し上げました議第29号の規約案の中でお示し申し上げましたように、共同設置する場合には、構成団体相互の間で調整を図る必要があるということから、その他の委員報酬を下田市介護認定審査会と同額の1万5,000円とすることは、執務場所を2年交代で輪番していく場合に、均衡を失ってしまうおそれがあることから、賀茂郡下で共同設置している介護認定審査会の委員報酬額に合わせたというものでございます。

それでは、議案件名簿の本文、52ページに戻っていただきまして、附則でございますが、この規約は、平成18年4月1日から施行するというものでございます。

以上大変雑駁な説明で恐縮でございますが、よろしくご審議の上ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第29号 賀茂地区障害認定審査会共同設置についてに対する質疑を許します。

10番。

○10番（小林弘次君） この障害者の認定審査会の事務は、今回の説明でありますと、賀茂地区の市町で共同処理するということのようにございますが、一つは輪番制ということの持つ事務の引き継ぎ等の不安定性というのが、一つあるのではないかという感じがするんですが、なぜ例えば下田市が事務局としてずっとやるとか、あるいは河津町にお願いするとかというこういうことをしないで、一種の事務引き継ぎ等の煩雑さを持つ輪番制を採用したのかというのが、まず第1点でございます。

普通この手のものについては、それぞれのどこかに定めて事務を処理していただくということの方が、より共同処理の効果というものは上がるのではないのかということが考えられ

ますから、その点についてお伺いします。

2点目は、この認定審査会の委員の先生方含めまして、事例として下田で今回例えば下田が引き受けたと。この次は西伊豆町ですというようなことになると、例えば2年やって、そしてちょつとなれたところが今度は西伊豆町の人が新たに西伊豆町の医師や、あるいは西伊豆町の看護師やその他の専門的な人たちを採用するという、こういうことの持つ問題点のようなものがあると思うんですが、輪番制によってこの認定審査会の医師その他については、これはその都度交代するのかなのか、これが2点目でございます。

第3点目は、今後、介護保険の認定審査については、本市では介護保険条例で1,000件を超えるような認定審査をこれまでやってきたと。今後、要するに障害者の介護についての認定審査の件数というのは、今後というか今度新たに障害者の介護の認定ということについては、新たに行うことですから、どのような手順で認定審査に回るのか。そして、大体障害者のうちで認定審査に回る人というのは、何人くらいということを予測しているのか。下田市の介護保険の場合には1,000件、実際に給付を受けるのは600から700という介護保険の場合は私が申し上げたとおりでございますが、今回の障害者についての認定件数はどの程度推計しているのか。

もう一つは、費用負担についてのこの規定を聞いていますと、賀茂地区の市町の協議によるという、要するに構成団体の市町の協議によって認定して、要するに共同処理する総費用の負担を決めるということでございますが、実態的にはそれぞれの市町村の認定者数の割合に応じて負担しようということのようでございますから、むしろこれは協議というふうなあいまいな規定ではなくて、要するに認定者数に応じて、割合に応じてこの負担をしようというこういう規約にした方が、後日の要するに問題点ということを残すことなく、規約に明定した方が正しいのではないかとこのように思いますが、この点についてのことはどうなのかということなんです。

次に、この認定審査会の審査会については、一つの介護保険の認定審査というのが一方にあるわけでございます。ある意味では介護保険と障害者介護に関する認定審査、いろんな意味で重なり合うものがあるのではないのかと。だとするならば、やはり介護保険の認定審査の先生方が兼務をした方が、むしろ現実的な形になるのではないのかというふうに思うわけでございますが、その点について介護保険の認定審査の先生方と今回まるっきりジャンルの違う認定審査になるということなのか、この点お伺いします。

さらに、認定審査に当たっての事前の審査項目というか、要するに聞き取り調査というふ

うなものは、介護保険の場合には100項目を超えるような聞き取りが、市の職員によって行われて、それがコンピューターに打ち込まれて、そしてそれをもって認定審査会に回るとい
うこういうシステムになっていると思いますが、この障害者の認定についてのシステムとい
うのはどういうシステムなのか、これについてお伺いします。

最後に、認定審査会の委員の先生方の要するに懲戒処分という、極めて異例な規定がござ
いますが、非常勤特別職の懲戒処分というものは、自分は余り聞いたことがないんですが、
この点について認定審査会の一定の非常勤特別職、何かの規約なり普通なら条例ですね、条
例。審査会の規則、こういったものに定めておかないと、単純な意味での懲戒処分だとい
うのは問題が残るのではないのか。したがって、質問はこの説明された認定審査会の先生方の
懲戒処分というのは、いかなる事態において発生するのか、この点お伺いします。

○議長（森 温繁君） ここで質問者をお願い申し上げますけれども、質疑の途中ですけれど
も、10分休憩したいと思っておりますけれどもよろしいですか。

○10番（小林弘次君） 了解しました。

○議長（森 温繁君） 10分間休憩いたします。

午後 3時 6分休憩

午後 3時16分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

番外。

○健康福祉課長（糸賀秀穂君） 小林議員のご質問でございます。

質問項目多岐にわたるため、答弁漏れがありましたら、またご指摘いただきたいと思います。
す。

まず、事務局の問題でございます。下田市がなぜ事務局として固定させた形、あるいは事
務局を固定させた方が効果が高まるのではないかと、輪番制にすると引き継ぎ等の不安があ
るのではないかということでございます。

ご指摘のとおり、当初お話し合いをさせていただきました中では、下田市が事務局を一手
に引き受けるという話も出たわけでございますけれども、審査会につきましては現在、介護
認定審査会、これ町の方で共同設置している審査会、これもやはり同じように輪番制をや
っております。この輪番制やっております特に問題は生じていないということから、今回も

そういう方向で市と町と一定の位置づけ、これは下田市が上とか、あるいは町が下とかということではなくて、同等な関係でこの運営をしていくという考え方の中から輪番制をとったものでございます。

なお、審査会には下田市の職員だけが出席するのではなくて、各町の職員も出席することをごさいますして、特に事務の引き継ぎとか、そういった面につきましての不安はないというふうに考えております。

委員につきまして、特に医師の関係でございますけれども、なれたところで交代しますと、その辺の審査内容に後退するおそれがあるのではないかという趣旨のご質問だと思いますけれども、この医師につきましては、賀茂医師会から推薦をしていただく方法を採用しております。現在の介護認定審査会におきまして、賀茂医師会から推薦をいただいております、大体医師会さんのご判断によりまして、同じ方が推薦という形で出てきている状況でございます。その辺は当然、お含みおきくださるものと理解しているところでございます。

件数はどの程度か、その件数と審査の進め方でございますけれども、件数につきましては当初総件数360件を想定しております。うち下田市が120件ということで、現在推計させていただいております。ですから、審査の当初につきましては、かなりの事務量、作業量が出てくるというふうに考えておりますが、これがある程度の時期になれば、落ちついた形での審査ができるものと考えています。

審査の方法につきましては、まずご本人様から申請を上げていただきます。この利用申請を受けまして、障害程度区分の1次判定を行います。これは議員ご指摘のとおり、介護認定審査会におきましてもやはり1次審査という中で、介護認定調査に臨宅という形で調査をさせていただいておりますが、それと同じような形をとらせていただきます。

ただ、調査項目は介護認定審査会の調査項目現在79項目でございますけれども、その項目にプラス27項目追加しまして、106項目のアセスメントを実施いたします。その調査項目に基づきまして、コンピューターにかけて1次判定を出していただき、その判定を受けて審査会という形で2次判定になります。この審査会の中で、その1次判定が果たして適当かどうかということ判断していただきまして、ここで認定を6つの区分に仕分けしていくわけでございます。流れとしましては、介護認定審査会の方法とほとんど同じ、むしろ介護認定審査会の方法をモデルにして、この障害認定審査会のフローを決めているという、そういう状況でございます。

それから、費用負担の問題でございますけれども、規約に明示した方がいいのではないかと

というご指摘でございます。これまでの一部事務組合とか、あるいは広域市町村圏の関係につきましても、基本的には人口割とか、あるいは均等割とか、さらに利用者割とかと、そういった形で負担割合が定められてきていたわけでございますけれども、この障害認定審査会につきましても、本文で説明させていただきましたように、その認定審査の総件数に対する各団体の割合に基づき、さらに事務費とかその他もろもろの諸経費を含むものでございますので、これらを規約の中にはっきりと文言でうたうことがなかなか困難であるということで、今回内容までは規約の中に盛り込まなかったという経緯でございます。

今回の議員の議案の説明書の中に、その負担金の算定方法につきまして資料として提出させていただいておりますとおりの形で、認定審査会の運営費としては、審査会の委員報酬から始まりまして、需要費、通信運搬費、時間外手当、さらに事務局費としての均等の1万円の負担割合、それに各件数に基づく負担金という形で、事前協議の中で決めさせていただきたいというものでございます。

この委員につきましても、介護部分との重なる部分が非常に多いので、兼務した方が現実的ではないかというご質問でございますけれども、現在、委員規約中は7人以内ということで定めさせておりましたが、現実的には事前の話し合いの中では、委員は5人程度ということで考えております。うち医師が2名、この医師は精神科の医師と、それからもう一つ内科あるいは外科、あるいはその他の医師ということで2名、さらにその他の委員としまして障害福祉分野の専門職の方を考えております。具体的には、知的障害児施設の職員とか、あるいは精神障害者の施設で働いていらっしゃる専門職員とか、あるいは身体障害者の施設で働いていらっしゃる専門職員、こういった職員を考えておまして、なかなか介護との重なる部分もございますけれども、そうではない部分もあるということでご理解いただきたいと思っております。

それから、事前の調査につきましては、先ほどの1次アセスメントのときにお話し申し上げましたように、当然事前の調査を行うということで、これは現在調査方法についての訓練を県の方で研修会を開いておりますので、そういった形で参加させていただきまして、あるいは場合によっては外部への委託ということも考えられるというふうに考えております。

それから、委員の懲戒処分でございます。小林議員ご指摘のとおり、特別職に対する懲戒処分というのは、余り聞きなれないところでございます。確かに、地方公務員表の中には、この特別職に対する懲戒処分の規定はございません。地方公務員法自体が特別職を除外しているものでございます。

ただ、特別職に対する懲戒処分が、どの規定が適用されるのかということでございますが、これは地方公務員法ではなくて地方自治法の施行規定、これが適用されるということで運用されております。

どうしてこの懲戒処分の規定をこの規約の中に盛り込んだのかと申し上げますと、当然障害をお持ちの方の認定区分、あるいは経済的な負担まで影響を及ぼす審査判定をするわけでございますので、そこに厳正な対応を図っていただかなければならないという中で、万一判定に手心が加えられたり、私情を差し挟んだりというようなことがあった場合に、これは当然処分の対象となるわけでございます。

こういった内容に対しまして、本来であれば任命権者だけの内部での一定の手続を経た上での処分を下すことができるわけでございますけれども、共同設置という関係上、任命権者だけの判断ではなくて、構成する団体の協議を経て決定していくと。ですから、退職につきましても、任命権者だけの承認で退職を認めるということではなくて、構成団体の協議によって了解していただいた上でそれを認めていくと、そういうことを担保しているものでございます。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） 大体の大筋の流れは理解できました。

そこで、多少具体的にお話をお伺いしたいと思います。本市にある障害者の施設としては、つくし学園のようなものが重度の障害児、障害者の施設であると。あるいはすぎのこ作業所のような小規模の授産施設もあるいはそれかもしれない。あるいは遠くは今度静養型ではさした希望の里のようないわゆる施設もそうだと。

そうしますと、現在つくし学園あるいはすぎのこ作業所等に入所されている方たちの、あるいはそのほか別な市外の授産所や、その他の施設に入所されている方たちもあろうかと思いますが、こういう人たちは今回の条例というか、今回のこの法律の改正、そしてこの認定審査会の制定ということで、この人たちはことごとくそういう施設に入所したりなんかするのは、認定審査会に認定を申請するというので、サービスを受けるというふうなことになるのか、これがまず再質問の第1点です。

第2点目は、やはり費用の負担について文言であらわし切れないということでございますが、基本的には利用者数割、まず第1は。もし仮にそのことをあえて私は対応を出すのであれば、利用者数割あるいは事務費についての均等割と。この規定で事足りるんじゃないかと。

そうならば下田は大体3分の1でございますから、3分の1の負担だなということが明確になると思うんですが、その点は文言上では、私に対案を出すとすれば利用者割、そして事務費についての均等割、これで事足りるんじゃないかと。

もう一つは、当然その決算等については、それぞれの要するに輪番の自治体が決算処理をするということでございますが、例えば決算に当たって、この会計年度というものが一応地方自治体は4月1日から翌年の3月31日までが一つの会計年度で、決算の原則は会計年度内の独立の原則というものがございまして、年度内の単年度処理というものが原則になるわけです。しかし、この手のもので単年度処理がなかなかできにくいものもあるいはあるのではないのかということからしますと、2年に一遍交代するということの中から来る決算処理の困難性というのではないかどうか。それと、これに対するこの認定審査に対する要するに国・県等の負担というものはないのか、これだけお伺いします。

○議長（森 温繁君） 番外。

○健康福祉課長（糸賀秀穂君） まず、最初の質問でございます。

現在利用されています、例えばつくし学園とかすぎのこ作業所、さしだ希望の里もございますけれども、こういったご利用者すべて審査を経て、その利用区分あるいは負担区分が決定される、そういう仕組みになっております。

それから、費用負担の関係につきまして、利用者割とか事務費割とか均等割とかというような形で、規約の中に盛り込むことができるのではないかとということでございますけれども、工夫次第ではそういった形でできなくはないということも考えられるかもしれませんが、実際お示ししました協議書の内容をご覧になっていただきますと、なかなか審査会の運営費といいましても、この中でまたさらに新しいし項目が入ってくるかもわかりませんし、内容がかなり流動的な部分がありまして、人口割とか均等割とかいった形で単純に整理つかない部分がございますので、事務費なら事務費という形で単純に幾らという形で整理できない部分もがございますので、申しわけございませんが、そういう形でさせていただいたということでございます。

それから、決算につきましては、ご承知のようにやはり年度3月31日で基本的には締まるわけでございますので、この報告につきましては、当然年度の次の例えば2年間事務局を担当したところが、次の年につきましては規約の中にもございますように、決算の報告のところでございますように、前の担当した執務場所の市町が、次の決算のときに説明をするわけです。次のその決算のときに議会の認定に付した場合には、その内容について関係市町にそ

の内容をお示しするというものでございまして、出納閉鎖との関係につきましては、これは通常の事務とは違いまして、件数要するに審査件数については、当然いつまでのスケジュールでやって、事務はいつまでに締めるということが想定できる事務でございます。ですから、当然次の年度にまたがるような形の事務の引き継ぎは行わないという形で、運営を進めていくというものでございます。

それから、国・県の負担金につきましては、この認定調査会に対しましての国・県の補助金はございません。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） 最後に、大体のことはわかりましたが、やはり一番大事なのは、下田市で120人からの対象者がいるということでございますから、今後障害者の認定審査という手続が開始されるということ、やっぱり個々の障害者やその家族にお知らせして、遅滞なく移行できるようにすべきだということと、実質的にはこのことによって障害者の自己負担というものが、これがついてくるわけでございます。

そういう点で、この障害者の自立支援、障害者の生活を守ることからするならば、自己負担の軽減の方向の施策が、私は極めて大事だというふうに思うわけで、聞くところによると、さまざまな市町村では、それぞれの先進的な市町村では、障害者の自己負担を軽減するような措置を講じているというものを聞いているわけでございます。

そこで、最後の質問は、障害者の自己負担というものはどこで経理されるのか、これを最後にお伺いします。

○議長（森 温繁君） 番外。

○健康福祉課長（糸賀秀穂君） 今回の制度改正によりまして、自己負担という考え方が導入されました。ただ、すべての方に同等に負担していただくということは、当然応能の考え方から言えば、なかなか困難なものがございます。

そのために、このサービスの中で負担の上限額というものを定めておりまして、これが4段階ございます。生活保護の方につきましては、サービスを利用しましても負担はございません。低所得1の方、これはご本人の収入が80万円以下の方で、市町村民税非課税の世帯でございますが、こういった世帯につきましては1万5,000円の上限額という形になっております。低所得2というのは、市町村民税非課税世帯でございまして、80万円を超える方でございます。この方が2万4,600円の上限額。

〔「それ年額で」と呼ぶ者あり〕

○健康福祉課長（糸賀秀穂君） これは月額でございます。

〔「年額じゃないの」と呼ぶ者あり〕

○健康福祉課長（糸賀秀穂君） 月額です。

〔「月額」と呼ぶ者あり〕

○健康福祉課長（糸賀秀穂君） はい、負担上限額です。ですから、例えば10万円のサービスを利用したとしましても、20万円のサービスを利用しても、30万円利用しましても、この負担上限額で押さえ込むということです。

それから、一般の方につきましては、市町村民税の課税世帯でございますけれども、この方たちにつきましても、やはりその障害の特性に着目しまして、3万7,200円という形で月額負担上限額を定めております。さらにこれに加えて、その他法人への減免の制度とか、その他低所得者に対してのきめ細かな取り扱いがされているということで、ぜひご理解いただきたいというふうに思います。

〔「説明会」と呼ぶ者あり〕

○健康福祉課長（糸賀秀穂君） 申しわけありません。この制度の説明会でございますけれども、既に先般もベイ・ステージにおきまして説明会を開かせていただきました。それからさらに、またこの月末でございますけれども講師を招きまして、これは市が主催ではございませんけれども、賀茂の健康福祉センターをお借りしまして、説明会を開く形になっています。

個々の施設におきましては、その施設利用者の方に対しまして、この制度の説明は随時しているということでございますので、ご理解いただきたいと申します。

〔発言する者あり〕

○議長（森 温繁君） 番外。

○健康福祉課長（糸賀秀穂君） この自己負担金ですけれども、これは当然サービスを受けているところというふうに理解しています。

〔発言する者あり〕

○議長（森 温繁君） 暫時休憩いたします。

午後 3時38分休憩

午後 3時39分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

番外。

○健康福祉課長（糸賀秀穂君） すみません。貴重な時間を使わせていただきまして申しわけ
ございません。ちょっとしどろもどろな答弁で、ちょっと申しわけなかったんですが、先ほ
ど申し上げましたように、この施設利用料につきましては、利用者が施設に対して直接支払
うというものでございます。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第29号議案は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

次に、議第30号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一
部を改正する条例の制定に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第30号議案は、総務常任委員会に付託いたします。

○議長（森 温繁君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願ひ申上げ
ます。

ご苦勞さまでした。

午後 3時40分散会